

令和2年 第2回 安芸太田町議会定例会会議録

令和2年3月6日

招集年月日	令和 2 年 3 月 4 日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開 会	令和2年3月4日午前10時45分			議 長	矢立 孝彦
	閉 会	令和2年3月 日午後 時 分			議 長	矢立 孝彦
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	1	大 江 厚 子	○	7	佐々木 道則	○
	2	田 島 清	○	8	角 田 伸 一	○
	3	平 岡 昭 洋	○	9	佐々木美知夫	○
	4	富 永 豊	○	10	吉 見 茂	○
	5	末 田 健 治	○	11	中 本 正 廣	○
	6	津 田 宏	○	12	矢 立 孝 彦	○
会議録署名議員	3番	平 岡 昭 洋		4番	富 永 豊	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	伊藤 真由美		書 記	佐々木 裕子(欠)	
地方自治法第121 条により説明のため 出席した者の職氏名	町 長	小 坂 眞 治		教 育 長	二 見 吉 康	
	副 町 長	小 島 俊 二		学校教育課長	児 玉 裕 子	
	総 務 課 長	長 尾 航 治		生涯学習課長	上 田 隆	
	総 務 課 主 幹	三 井 剛		福祉事務所長兼 福祉課長	伊 賀 真 一	
	会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	倉 田 美 保 子		健康づくり課長	栗 栖 浩 司	
	加 計 支 所 長 兼加計支所住民生活課長	児 玉 齊		安芸太田病院 事務長	菅 田 裕 二	
	簡 賀 支 所 長 兼簡賀支所住民生活課長	梅 田 幹 二		—	—	
	地域商社あきお おた事業本部長	武 藤 克 巳		—	—	
	企 画 課 長	二 見 重 幸		—	—	
	地 域 づ くり 課 長	栗 栖 修 司		—	—	
	建 設 課 長	武 田 雄 二		—	—	
	産 業 振 興 課 長	瀬 川 善 博		—	—	
	商 工 観 光 課 長	片 山 豊 和		—	—	
	税 務 課 長	河 野 茂		—	—	
	住 民 生 活 課 長	上 手 佳 也		—	—	
児 童 育 成 課 長	園 田 哲 也		—	—		
衛 生 対 策 室 長	田 中 博 敏		—	—		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

令和2年3月6日

	一般質問
--	------

令和2年第2回 安芸太田町議会定例会

議 事 日 程 (第3号)

令和2年3月6日

日程	議案等番号	件 名
第1		一般質問

令和2年第2回定例会
(令和2年3月6日)
(開会 午前10時00分)

○矢立孝彦議長

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 一般質問

○矢立孝彦議長

日程第1、一般質問を行います。昨日に引き続き一般質問を続けます。通告に従って順次発言を許します。7番、佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

皆さん、おはようございます。7番議員の佐々木道則でございます。本定例会におきましては、質問事項といたしまして大まかではございますが、財政運営について、2番目に森林管理事業について、3番目に公的病院の再編についての3題を通告をさせていただいておりますので、順次お尋ねをいたします。それでは、まずは最初に財政運営についての質問でございますが、この質問内容は昨日の同僚議員の質問内容と準ずるところがあり、重ねての質問となることがあるかもしれませんが、ご了承ください。まず、一般財源については、予算でなく、私は30年度決算数値において考えてみたいと思います。将来負担比率が69.1%から65.5%と好転をしておりますが、実質公債費比率は前年度から0.8ポイント悪化して10.3ポイント、経常収支比率も96.5%から103%と上昇するなど財政状況が悪化する決算となり、実質収支は6,677万7千円と黒字となっております。この経常収支比率6,673万円というのは、令和2年度の予算を組むのにも黒字ということも載ってりましたが、実質収支が前年度以前からの収支の蓄積であるのに対し、当年度のみの実質的な収入と収支との差額を把握する数値、単年度収支が、これは当該年度に受ける実質収支から前年度の実質収支を差し引いたものでございますが、マイナス1億2,756万9千円、当該年度のみの実質的な収支を把握するための指標となる実質単年度収支、これは単年度収支から実質的な黒字要素、財政調整基金等を加えて赤字要素、財政調整基金の取り崩し額を引いたものでございますが、に至ってはマイナス5億4,339万8千円ということになっております。これは、財政調整基金の取り崩し額5億1,794万円が大きく影響をしております。平成19年度より平成29年度までは、実質単年度収支は毎年度で黒字で推移をしておりますが、特に平成22年度においては歳計剰余金が6億円という年もありましたが、平成30年には近年では初めての大きな赤字額となり、いわゆる令和元年度でございますね、元年度においても6億円程度の財政調整基金の取り崩しにより実質単年度収支は大幅な赤字が予測され、2年度以降の町財政運営がますます厳しい局面に置かれていることが顕在化しております。自治体における4大財源は、地方税、地方交付税、国庫支出金、地方債となりますが、人口減等による地方税は年々減少しており、普通交付税の合併算定替えが終了し一本算定となり、交付税においても縮減が進んでおり、30年度決算を見ても歳入額72億6,985万円に対して自由に使用できる経常一般財源は41億9,872万1千円で、不足分については国庫支出金、地方債、諸収入等が主となり、さらなる歳入不足には調整基金の取り崩しによる財政運営となっております。歳出予定額に見合うだけの歳入財源の確保が困難な状況となっております。平成29年度末財政調整基金は30億9千万円とありましたが、見てみますと平成31年度に5億1,794万円、令和元年度においては6億円程度と2年間で10億円以上の取り崩しが行われ、令和元年度末の残高予定額は3月4日に配付された資金管理表によりますと21億円まで減少する見込みとなっております。令和2年度予算編成方針において、長期財政推計を踏まえた今後の財政運営方針として持続可能な財政運営の推進、これは本質的な歳入確保、歳出予算削減に向けた重点取り組みに取り組むとされておりますが、以下、質問をいたします。まず、歳入においては、先ほどありましたように一般財源の確保はどのように取り組んでいくのか。歳出においては、性質別歳出額の構成比で見ますと令和元年度の構成比率の高い順に1位、1位というのが正しいかわかりませんが、1位補助費等、2位人件費、3位公債費となり、令和2年度の予算案によりますと、1位が人件費、2位が補助費等、3位が公債費となり、両年度も1位から3位まで金額にしてくしくも同じく41億円歳出予算額となっております。で、51%を占めております。でありますので、約40億円しか他の経費に使うことが、今のことでは難しいのではないかと思います。この

ことについては、執行部においてもご存じとは思いますが、公債費においては見直しはできませんので行政コストの削減を進めていく中で、令和2年度より会計年度任用職員制度の導入による人件費の増が考えられます。人件費の削減策、また補助費等の見直しについて、また効果、検証を踏まえた各ソフト事業の再編についてということがうたってありますが、そのことについてはどういうことになるのかお願いをいたします。3点目に、今後多額の費用が見込まれます遊休資産除却解体、特に旧JR鉄橋の解体に係る概略設計業務を本年度されていると思いますが、現在の状況について、以上3点、お願いをいたします。

○矢立孝彦議長

総務課財政管財担当主幹。

○三井剛総務課主幹

それでは、ご説明申し上げます。今、財政運営についてご質問があったわけでございますけれども、確かに将来負担比率というものは改善されてあるというところでございますけれども、一方で公債費の負担比率は前年よりも上がっているというところにつきましては、公債費の負担比率はここ3年間の中での平均で上がっていると。でも、それ以上にもともと起債がすごくあったものについて、まずはその償還に取り組んでいるということがあったのでそれだけの公債費をどんどん払い続けなければならないというところがあるので、今将来の負担比率というものは下がっていくというところがございますので、そういう動きに進む背景についてはそういうことがあるということをごちゃと前置きでお話をさせていただきます。一般財源の確保ということと歳出削減ということについてあわせ持って考えたときに、先ほど議員からあったように一般財源でいうと、うちでいうと地方税と交付税、主にそういうところがあると思います。一方で、人口減少ということでございますので地方税そのものでの税収増というのはなかなか見込めないというところがございますので、大きくは全体で一般財源、交付税で入ってくるものについて適切な行政サービスを展開していくところがございますので、そう意味において行政コストのPDCA回して点検してそこを抑制をしていくというところを基本に考えていかなければならないというふうなことがございます。そうしたことから令和2年度の予算編成においては、昨年11月にですねお示しさせていただいた当初予算編成方針では、成果志向の徹底、それから事業の選択と集中、そして要求額の精度の向上という大きな3つのポイントを掲げさせていただいております。まず、成果志向の徹底につきましまして、令和2年度が本町の第2次長期総合計画の後期基本計画のスタートの年であることを契機に、この計画が目指す町の将来像、豊かさあふれ、つながりあふれ、つながり広がる安芸太田の実現に向け、持続可能なまちづくりを進展していくよう全ての事業とその事業費について関係する施策やその成果目標の整理を行い、今後において本町の長期総合計画に位置づけられた施策につけられた目標達成について、どれだけコストをかけられていることを適切に判断し、絶えず小さなPDCAを回しながら成果志向により、適切な行財政運営を行ってコストを縮減していくというふうな基盤づくりにまずは着手をさせていただいてるところでございます。次に、事業の選択と集中及び要求額の精度の向上につきましましては、集中的に投資すべきものにつきましましては重点的に予算の配分を行いながら全体としてメリハリを意識しながら増大化する歳出抑制を図るため、これまでも増して既存事業の点検見直しを行い、経常的な経費について一定程度の削減を図り、その結果として財政調整基金の取り崩し額も当初の推計よりも約4億円程度の縮減を図ったところがございます。また、一般財源の確保という観点から人口減少に伴う税収減を踏まえ、一般財源における新たな歳入確保の取り組みとして、平成27年度から運用しておりますふるさと納税について新年度運営委託するふるさと納税サイトを増やし、寄附の窓口を広げ、さらなる寄附額の獲得に取り組んでまいりたいと考えております。なお、ご指摘の人件費につきましましては、会計年度任用職員制度導入もあって新年度は一時的に人件費が増加しておりますが、一方で正規職員の給料については退職手当負担金の減額によって大幅に減少していることを踏まえさせていただきまして、この会計年度任用職員制度の効果的な運用も念頭に、今後数年かけて適正な事務量や人員配置等を行い、人件費の削減に努めてまいりたいと考えております。また、補助金等の見直しにつきましましては抜本的な制度改革に向けた取り組みにはまだ着手できておりませんが、幾つかの補助制度について今回の当初予算編成において制度の見直しや補助額の量的な見直しを図っており、また議員からご指摘あった各種ソフト事業の再編につきましても、次年度に改定予定の本町の行財政改革大綱の中でその方針等について整理していきたいと考えております。また、本町の課題でございます遊休資産の除却ということにつきましましては、公共施設等総合管理計画に従って戸河内中学校や修道小学校の解体工事などに取り組んでいるところでございますが、全体としての動きは対象施設の多さと地元の調整ということもございまして、課題はまだ山積してございまして一朝一夕にはいかないところでございますが、関係課が互

いに連携し、個別施設における具体的な取り組み方針を定めるなど継続的に取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。最後に、旧 J R 橋梁について、今年度実施した主要橋梁の概略設計業務委託におきましては対象橋梁全ての鉄橋には工事費のみで約 15 億円の費用がかかるとともに、橋梁本体の撤去とは別に仮設工事に係る追加的な経費の上乗せ、聞くところによると本体の工事の額に相当する額が追加で予定されているのではないかとというふうなところでございまして、このような多額の財源の確保が必要なために、引き続き国や県、その他関係機関に支援制度の創設、拡充を要望するとともに、町としても計画的かつ効率的な財政運営を行い、必要な財源捻出の努力を続けさせていただきまして、できるだけ早期の撤去事業着手に図ってまいりたいと思います。なお、もともと河川の管理である国土交通省太田川河川事務所から来年度の占用許可に至っては、具体的な橋梁の撤去ということを前提に占用許可というふうな厳しいお話を年度当初いただいたところでございますけれども、先ほどのように我々として撤去に向けた費用の丁寧な算出、また今後においてもドローン等の最新の技術も使いながら点検の精度も上げていくというふうなことについて太田川事務所のほうについては一定のご理解をいただきまして、引き続き占用許可についていただけるというふうな内諾をいただいているところでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

ただいま三井主幹よりご答弁をいただきました。特に会計年度任用職員制度による人件費の増とかに、検証を踏まえたソフト事業の再編及び補助金の見直し等についてはまだ着手ができてないというようなご答弁であったかにと思いますが、これにつきましては来週予定されております予算委員会でまた詳しく聞いていきたいと思いますが、一般財源の確保についてでございます。ふるさと納税という話が先ほどございましたが、本年の予算の中に載っておりますが、令和 2 年度においては 1 億円の目標ということでございましたが、これ、あそこに載るとる文書を見ますと平成 26 年が 1,816 万円で、27 年から 30 年度は 5,000 万円から 6,000 万円で推移をしております。ということは 1 億円の目標、その目標を達成するためにはこのままでいきますと 4,000 万円程度のことが必要ですが、それを達成するためにどのようなことを考えておられるのか、再度質問いたします。

○矢立孝彦議長

小島副町長。

○小島俊二副町長

歳出の見直しにもやはり厳しい状況があるところなので、やはり町としては一般財源の、自己財源の確保を全力を尽くしてまいりたいと思います。一点はふるさと納税で質問があったんですが、本年度は 12 月から今さとふるというサイトを使っていますが、12 月からふるさとチョイス、1 サイト追加いたしました。それだけで約 1 千万円の増加がございました。行政報告にも書いたんですが、新規事業者を新たに 11 月から追加をして、それだけで 800 万円の増加です。4 月以降はもう一つサイトを、今度は楽天のサイトを活用させていただこうと思っております。それで、サイトを増やすことが、大きな寄附を得る団体はやはりサイトをフル活用しているというような状況がありますので、町もできるだけ経費をかけずにサイトを増やすという方法をとっていききたいと思っております。これは、総務省が経費は寄附額の全体の 50% に抑えなさいという通達がございますので、法律でございまして、それは遵守しなくちゃいけないとございます。来年度 1 億円につきましては、担当職員等々の頑張りによって 3 年間 6,000 万円が続いておりますが 1 億円は達成は可能だというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○矢立孝彦議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

1 億円は大丈夫だというような返事をいただいたように受け取ります。確かにだと思っておりますが、ふるさと納税も確かに一つの一般財源になると思っておりますが、現在も各課ともやられとると思っておりますが、やはり特定財源の確保については単独事業でなくて補助事業をかましたというような事業を現在もやられとると思っておりますが、やはり国、県の情報をより収集していただいて、より一層特定財源の確保に取り組んでいただきたいということでございます。これはお願いなんです、遊休資産の先ほどの説明については文書でいただけるもんがあれば後ほどいただければと思います。J R の解体についてですね、もし文書的なものでいただけるもんがあればということでございます。次の質問に移ります。続いては、

森林管理事業についてでございます。この事業につきましては、これまで私を含め、同僚議員が一般質問されており、森林環境譲与税、森林管理事業についての事業内容につきましては何とか理解をしているところでございます。私はこの事業を推進するに当たり、平成30年12月の定例会において経営管理意向調査や集積計画作成事務などの業務が求められており、現職員の任用業務ではなく、今回の森林環境譲与税の中で市町村の体制支援として経営管理意向調査や集積計画の作成の事務などに従事する専門職員の活用については森林経営管理事業で対応できるとされており、専門職員の配置を計画される予定がないかとの質問をしております。そのときの答弁といたしまして、林業に関する専門的かつ高度な知識及び技術の習得に努め、林業従事者または地域おこし協力隊員制度、そして地域林政アドバイザーなどの活用検討を行いながら人材育成を踏まえた町の体制整備の充実を図っていきたいとのご答弁がありました。現在まで、産業振興課になるんかどうかわかりませんが、専門員の配置はされておられません。改めて、この場で専門職員の配置について考えがあるかどうかお伺いをいたします。また、先月この事業の他市町村の状況をお聞きするために広島県林業課を同僚議員と一緒に訪問をいたしました。そのときに、当初は令和15年に森林環境譲与税が満額、これは約6千万円でございますが、予定が、近年の洪水氾濫、山腹崩壊、流木被害などの甚大被害が発生により森林整備の促進が喫緊の課題とされ、森林環境税の譲与税を前倒して令和2年度より増額される旨の説明を受けました。令和2年度においては、令和元年度1,860万円の約2.1倍、3,900万円程度が配分され、令和6年度からは満額となる6,200万円が当町に毎年配分される予定とお聞きをしております。令和2年度以降においては当年度の未使用額を基金に積み立て、次年度以降の事業費として事業を推進されることとなろうかと思っておりますが、この事業を推進する対象として意識調査の対象となる森林所有者の確認、集積計画等業務内容が煩雑であり、先ほども述べました職員の併任ではなくこの事業を推進する体制として、私は森林経営管理室を新たに設け、専任職員を配置してこの森林管理事業の事業推進に取り組むことを提案いたしますので、検討してみてもどうでしょうか。また、町は本年度においては森林管理事業費を当初予算において1,860万3千円計上し、意向調査等に取り組むとしております。先ほど県林業課との協議において他町村の取り組み状況について聞き取りをした結果でございますが、今年度は平成30年7月豪雨災害対策等を優先する県内6市町以外の県内17市町において、現況調査を実施予定とした町村が4市町、意向調査箇所を選定、森林所有者の特定を行うとしたところは安芸太田町を含む13市町で、その中でございますが三次市においてはいち早く県のOBを専門員として雇用し、意向調査に取り組んでおられます。安芸太田町については当事業の取り組みが進んでいないのではないかと危惧をしております。ついては現在の状況についてはどのようになっているのか、答弁を求めます。

○矢立孝彦議長

産業振興課長。

○瀬川善博産業振興課長

森林経営管理事業に関しましてご質問をいただいた答弁でございます。まず、1つ目の森林管理事業、町内の推進体制に係る専門職員の配置についてでございますが、森林経営管理事業では、森林所有者の施業意思がなく、森林所有者の特定が困難であるなど、これまでの取り組みでは森林所有者が施業できていない森林が増加しており、今後過疎化や高齢化等により、さらに増加することが予想されている中、昨年4月に放置されている杉やヒノキ等の人工林等を公的に管理する制度として森林経営管理制度が施行されたものです。意向調査のほか各種森林計画の作成、森林所有者の探索などの森林経営管理事業の推進について県内外の市町村の状況などを調査研究を行う中で、業務内容が多様化、高度化し、専門性の高い知識、経験が必要であると認識しており、業務を適切に実施していく上で必要と思っております林業経営に関する専門的な知識や経験を有する専門職員の配置のあり方等について検討を進めてまいったところでございます。そのような点を踏まえまして、技術的、専門的な課題に対する専門職員の配置を行うことと考えておるところでございます。2点目の森林経営管理推進室の設置についてでございます。森林環境譲与税が今年度より市町村に譲与開始され、さらに令和2年度からは森林環境譲与税の譲与額が約2倍となることを見込まれており、近年自然災害による甚大な被害が発生するなど災害防止等の観点からも森林整備の推進が喫緊の課題となっていることを踏まえ、本町の9割を有する森林資源の利活用、また森林整備等をより一層推進していくことが必要と考えているところでございます。今後において、本町の森林整備等の林業振興を効率的に進め、また技術的、専門的な課題に対する専門職員の配置を進め、社会の状況が大きく変わる中で町民ニーズの多様化、高度化に的確に対応していくために町民の目線に立った行政サービスが提供できるよう推進室としての設置を踏まえた執行体制の強化が必要であると考えております。森林管理事業の現在の状況についてでございますが、本町では今年度において森林環境

譲与税を活用して、公共建築物の木材利用として地域材を活用した椅子、机を安芸太田病院に整備しております。また、広島県林業事業体、町で設置しました地域調整会議において、森林経営管理制度による森林の経営管理の意向調査方法、また施業方法にかかわる検討を進めているところでございます。地域から要望をいただきました谷川における被害木の整理や町における森林の整備及びその促進に関する施策に関する森林環境譲与税の使途についての調査研究を行うなど、先進事例の収集や広島県関係機関、本町周辺市町とともに定期的に意見交換等を重ねながら森林環境譲与税の趣旨を十分踏まえた上で、今後において町内の森林から多くの仕事、雇用を生み出すように経済の好循環を促すような実効性のある取り組みを進めていくことを考えているところでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

専門員の配置については検討されとるといように伺いました。それをもってですね本年令和2年度4月以降の取り組み体制について、再度質問をいたします。

○矢立孝彦議長

小島副町長。

○小島俊二副町長

先ほど産業振興課長も申しましたように、専門員の配置ということで令和2年度の予算要求の中に専門員の配置の賃金なり報酬なりを計上させてもらっております。その内容については、また特別委員会の中で報告させてもらいます。

○矢立孝彦議長

産業振興課長。

○瀬川善博産業振興課長

4月以降の取り組みについてですが、先ほど申し上げたようなことを今後において詳しく説明させていただきますと、森林経営管理の意向調査につきましては林業経営に関する専門的な知識や経験を有する専門職員を配置しまして、町有林、財産区所有林等の施業地として整備されている森林に隣接し施業できてない森林を計画的に経営管理の意向調査を進めていきたいと考えております。また、二次災害の要因や森林の回復の妨げとなっている被害木の処理、人材育成、担い手の確保、また公共建築物への木材利用など効率的な森林整備を促進し、町内の森林から多くの仕事、雇用を生み出すように、林業に携わる方々が安芸太田町で生活できるように取り組みを行っていききたいと考えております。経営管理事業の推進体制については、意向調査のほか、各種森林計画の作成、森林所有者の探索などの業務を行っていくこととなり、町内森林の状況や林業経営に関する知識や経験が必要となる中、専門職員を配置しまして林業経営管理制度や森林所有者の意向、また林業に関する相談窓口として町民の目線に立った行政サービスが提供できるよう林業に携わる人材の育成を踏まえた町のまちづくりの執行体制の充実を行っていききたいと考えております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

4月以降については意向調査を中心にとりあえず進めていくというようなご答弁であったかと思いますが、意向調査の対象となる森林所有者の確認等を行うまでは少なくとも私は1年程度かかってくるのではないかというのが、先ほど言いました県の林業課に行ったときにいただいたこれ、資料なんです、先ほど言いましたように先行されとる三次市が意向調査を実施をされとります。これ、対象筆数が312で、対象者が94名の方に意向調査をかけられました。その意向調査で回答があったのが63名で解答率が44.4ということで、その中で特に問題にしたいのが、急に役場から書類を送ってきて何のことかわからないという方が63名中28名、約半数ぐらいがですね急に書類を送られてきて何のことかわからないというようなことで、また別途ですね職員が出向くか、もしくはその地域で住民説明会を開いて、改めて説明をして進めているというようなご報告でございました。というふうなことを考えればですね、4月から始めてもすぐこれを意向調査ということにはなかなかならんのではないかというような思いがしておりますので、先ほどの専門員を置いて早急な体制を整備して取り組んでいきたいというようなことのでございましたので取り組んでいただきたい。今のように、特に住民に対する説明というのは必ず必要ではないかと思えます。また、この税で森林整備に係る町に安定的な財源が確保されることは、さまざまな森林の公益的機能の発揮を通じて地域住民の安心・安全の確保につながるとともに、地域の安定

的な雇用の創出など地域の活性化に大きく寄与するものと考えます。この税の用途については、新たな負担を受けるものですから税を活用して適正な森林整備を行っていただき、その成果の公表を毎年度公表、ですから何月になるかわかりませんが令和3年度中には令和2年度の成果を公表しなくてはならないとされております。この税を使った林業振興策は、町の真価が問われます。あわせて、他の町の模範となるよう取り組みをしっかりとさせていただきたいことと、また先ほど述べましたような内容でぜひ森林経営管理推進室の設置の検討をしていただくことを申し添えて、この質問は終わります。続いて3題目、いきなり新聞にぱっと出てびっくりしたような話題でございますが、公的病院の再編についてでございます。厚生労働省は昨年9月26日に病院の再編統合についての議論が必要として全国424病院の公立公的病院名を公表しました。さらに、本年1月17日に16病院を追加し、440病院として発表しました。前回の病院名の発表で全国からその地域に病院がなくなるとの不安が広がったため、今回は病院名の公表はなく、数値だけでございます。9月26日に発表されました病院名の中で、広島県においては13病院が対象とされ、北広島町豊平診療所が含まれておりましたが、本年2月に入院機能のない無床診療所に19年に転嫁されたということでリストより除外をされております。今回の再編統合の目的は、1、集中治療が必要な重症患者向けの診療密度が特に高い医療を提供する機能を持った高度急性期機能、2、一般的な手術を行う機能を持った急性期機能、3、在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能を持った回復期機能、長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能を持った慢性期機能、4分類にし、圏域に必要な病床数を割り出して過剰な病床を削減させ、医療費の削減が目的とされております。また、地域内の他の病院などと協議を行い、他の病院への統合や病床数の削減、診療機能の縮小などの対応方針を厚生労働省は要請をしております。今回の再編統合問題を町はどのように捉えられているのか、お尋ねをいたします。次に、安芸太田病院の現時点における病院の再編統合についての考え方及び今後の方針についてです。現在、安芸太田病院は許可病床数149床で、内訳は認知症病棟44床、一般病床として53床、療養型病床で52床で運営をしております。今回の再編機能に当てはめれば、一般病床53床は急性期病床、療養型病床52床は慢性期病床に当たるのではないかと思います。安芸太田病院は、現在市立病院機構と地域医療体制の確保に向けた連携協定を結ばれております。その中で今回の再編問題に先立って同じ医療圏内の3病院、これは安芸高田市のJA吉田総合病院、安佐市民病院、安芸太田病院でございますが、その3病院と機能や病床数を調整し、公立公的病院の再編を済ませ、安芸高田市のJA吉田総合病院は精神科病床を減らし、回復期病床を設置、安芸太田病院には急性期に回復期の機能を持ってもらいたいとの談話が新聞に載っておりますが、そのことも含めて今回の再編問題について安芸太田町病院の考え方、また今後の方針についてはどのように考えておられるのか、お尋ねします。

○矢立孝彦議長

病院事業、菅田事務長。

○菅田裕二安芸太田病院事務長

全国の再編統合問題の捉え方と安芸太田病院の今後の再編統合に関する考え方等について、病院事業のほうから答弁させていただきます。まず、再編統合問題でございますが、424病院公表の判断基準のほうからでございます。全国の公立公的病院のうち、がん治療など特に診療実績が少ないと分析された病院と、また一定数以上診療実績を有する医療機関が2つ以上あり、かつお互いの所在が近接している、いわゆる類似かつ近接で分析し、救急医療などの診療実績が類似かつ近接と分析された病院、この2つの病院の結果、全国で424病院において再編統合が必要というふうに公表されました。安芸太田病院につきましては、診療実績が少ないという分析項目では9領域中8領域で診療実績が少ないと判断され、結果として該当なしとなりました。へき地医療を拠点病院として機能を確保しているということが理由になります。類似かつ近接という分析項目では6領域中5領域で類似かつ近接と判断され、結果として該当なしとなります。救急医療を実施していることが理由となります。最終結果として、安芸太田病院は再編統合の必要な公立公的病院として公表はされませんでした。公表された全国の医療機関、1年間で調整会議において再検証することとなります。地域の個別事情が反映されないなどの意見が出され、自治体と一緒に国へ要望するなど全国各地で見られるようになりました。これを受け、国は全国で説明会を開催し、理解を求めています。方針は変更ありません。また、100万人以上の都市部における公立病院は公表対象外となっております。安芸太田病院は今後どうするかということになります。全国424病院のみの問題であり、対象外と判断された全国の病院は本当に問題ないとは言えません。国の再編統合の発表された翌日の厚生労働省の通知の中で、各医療機関が担うべき機能や必要な病床数の再検証をお願いするものです。したがって、必ずしも医療機関そのものの統廃合を決めるものではありません。ま

た、病院が将来担うべき役割やそれに必要なダウンサイジング、機能分化などの方向性を機械的に決めるものでもありません。今回、分析だけで判断し得ない診療領域や地域の実情に関する知見も補いながら議論を尽くしていただき、2025年のあるべき姿に必要な医療機能の見直しを行っていただきたいと考えています。その際、ダウンサイジングや機能連携、分化を含む統合も視野に議論を進めていただきたいと考えていますというふうに通知してありました。例えば、診療の内容から現状で行っている医療が現在の体制を維持だけしても本当に地域のためになるのか、もっと地域のために医療が展開できるのか、確保だけしても使う見込みのない病床はあるのか、それをどうするか、やりたい医療をやるのではなく、今後求められる医療を考える、それを安芸太田町と安芸太田病院が率先して考えるということだと捉えております。2点目の安芸太田病院の現時点における病院の再編統合についての考え方及び今後の方針です。安佐市民病院に関して移転建設に関し、地域間で連携し、北広島町では病院から診療所に変更するなどの病床を削減する結果となりました。安芸太田病院の一般病床は現在急性期病床として国に報告をしていますが、広域連携の中でこの急性期病床を回復期病床として変更する予定でございます。しかし、救急医療、入院、手術は今までどおり実施できます。さらに、高度急性期病院と連携し、本町に帰れる仕組みをつくっていききたい、療養病床である慢性期病床は長期入院患者の受け入れをどのレベルまで受け入れていくか、協議が必要です。このことについては、次期改革プラン、新年度の主要事業でございますが、ここで協議する方向で整理しておりますが、一般病床、療養病床の削減は検討事項の一つと考えておるところでございます。しかし、町内唯一の病院でございますから住みなれた地域で生活するため、また帰るための最後のとりでの機能や規模を維持すべきであると考えております。一方、今後人口減少などによる医療のあり方を考えますと、持続的に医療を確保し、提供していくためにはどのような体制があるか、必要であるか考える。そのことと同時に病院の経営についても考えなければなりません。ご質問あります病院再編統合に関し、現時点で他の病院と統合することはありません。しかし、70%台の病床稼働率でございますとか不採算となってる外来診療科のあり方の点において一定の方向性を示したいというふうに考えております。また、新年度は第8期の介護保険の事業計画策定ですので、介護需要者の実態を通して住まいの確保や介護が必要になってもどのように暮らしていくことが本町にできるか、治す治療から治し生活を支える医療としての重要性が増していく保健、介護、福祉、就労、住宅、まちづくりとの連携の視点が重要と考えております。以上です。

○矢立孝彦議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

今回の病院統合再編について、町及び安芸太田病院の考え方をお聞きをして理解をさせていただきました。時間もあれなんですけど、今後の方針に関連してですね安芸太田病院の治療を担っていく中で、安芸太田病院事業として病院機能や規模を維持していく上で戸河内診療所との連携が必要と考えておりますが、このことについてはどのように考えておられるのか、お尋ねします。

○矢立孝彦議長

病院事業事務長。

○菅田裕二安芸太田病院事務長

戸河内診療所の件でございますが、戸河内診療所につきましては月曜日から金曜日までの外来診療、週1回は夕方診療、特別養護老人ホームの後方支援として機能しております。患者の動向を見ますと、ほとんど戸河内地域、旧戸河内町からの患者が主でございます。平成27年度の患者数、それから30年度の患者数を比較しますと、かなり患者数については減少をしております。このことにそのことが決算にも反映しております、診療所単独では令和元年度も厳しい決算状況にあります。しかしながら、唯一の戸河内地区の医療機関でございます。これまでの歴史の中で町病院事業として発足をいたしました。平成20年にはさらに経営統合の観点から診療所化した経緯もあります。さらなる経営の合理化を進めるために、これまでの発想を変えた視点での取り組みが必要であると考えます。病院と診療所の長所を入れながら一体的な経営をしていく必要があるというふうに考えております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

ただいま戸河内診療所との連携ということでご答弁をいただきましたが、答弁にもありましたように戸河内診療所においては患者数の減により、今後も厳しい運営が続くことは予想されております。病棟を廃止して診療所として再出発された際に改修された小規模多機能型居宅介護、また生活支援ハウス、

さらに地方創生事業でリニューアルした地域支援センター、デイサービス等地域医療在宅支援の施設が戸河内診療所には併設をされており。診療所として現在の医療体制を維持された上、併設の諸施設と連携され、繰り返しになります。戸河内地域の医療介護在宅支援を担っていただきたいと思っております。安芸太田病院事業につきましては、先ほど病院事務長のありましたように安芸太田町唯一の病院でございます。この地域の住民の方がよりどころにしている病院でございますので、ぜひ先ほどの答弁にありましたような方針で取り組んでいただくことを要望して、私の質問は終わります。

○矢立孝彦議長

以上で佐々木道則議員の一般質問を終わります。しばらく休憩します。5分程度休憩をとります。室内換気にご協力いただければありがたいと思っております。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時04分

○矢立孝彦議長

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。2番、田島清議員。

○田島清議員

2番、田島です。私は、通告に従いまして3問の質問をしていきたいと思っております。まず1問、文化施設を地方再生に活かすについて質問していきます。全国どこの市町村にもその地域の生い立ちや地域固有の生活文化や歴史、史実あります。合併前の3町村から新たに安芸太田町になっても、先人の営み、労苦や労働の喜びを表現した文化が引き継がれていると考えます。温故知新ということわざがありますが、故きを温ねて新しきを知るという意味と理解しますが、私たちは先人の生きざまから多くのことを学ぶとともに、現在から未来に向けて正しく継承する取り組みが大切と考えます。私は、文化施設を地方再生に活かすというテーマで一般質問しますが、安芸太田町には有形、無形の文化財があります。文化財を町の活性化、再生に結びつけるという点で、この間安芸太田町における取り組みが不十分ではないかという認識をしているため、改めて一般質問を展開するものです。1問目について、歴史民俗資料館のありようについて質問をいたします。旧加計町時代にダム建設従事者宿舎として建設された施設の有償譲渡を受け、川・森・文化・交流センターが整備されました。この建物の2階部分には、歴史民俗資料館が整備されております。整備から今日までこの資料館の入館者状況や展示物の差し替えなどは、本来の目的を達成するため定期的かつ本来の目的が達成できるよう組織的に運営されていると思っておりますが、民具などの保存の現状、または教材化などの方策について伺います。また、旧加計町が合併記念事業にと地域のたたら文化などを題材に約3千万円ほどの巨費を投じて作成されたDVDを合併記念式典で上映されたのを見ましたが、その後こうした資料はどのように活用され、現在どこに保管されているのかをお尋ねします。芸術文化活動の助成についてお尋ねをいたします。町内神楽団存続のための施策について、それから田楽などの伝統芸能支援について伺います。さらに、新しい文化、神楽よさこい、またはカラオケなどの支援についてお尋ねをいたします。以上よろしくお願ひします。

○矢立孝彦議長

教育委員会、生涯学習課長。

○上田隆生涯学習課長

失礼いたします。2番議員さんからのご質問に対してお答えをさせていただきます。文化施設を地方創生にということで5問質問をいただきました。まず、①として民具などの状況、また教材などの活用についてという質問に対しまして、現在教育委員会が所管、民具収蔵庫等は4カ所、収蔵の数として約4,400点でございます。これらは民具等は町村合併前から収集され、主に生活、なりわいに用いられたものが中心となっております。活用方法としまして、例えば小学校では授業での民具体験、町内の子どもを対象とした町内の自然、文化、歴史を訪ねたり、民具体験や説明、地域の方から話を聞き、地域を知るとともに郷土に誇りを持ち、郷土を愛する心を育むことを目的とした事業を展開をしています。また、加計高校高校生が五サー市などでのイベントで収蔵庫のボランティアガイドをしております。一方、収蔵庫の展示方法などがマンネリ化をしているという意見もあり、セリエ戸河内民具資料展示場は郷土史研究会の戸河内支部の協力のもとに展示品等の入れかえを行ったところでございます。今後も、郷土史研究会を含め、関係機関と連携しながら展示方法などを考えていきたいと考えております。2番目、②の合併時の制作されたビデオの活用方法についてお答えをさせていただきます。当資料につきましては、平成13年旧加計町により制作され、たたら製鉄の歴史と旧加計町の歴史観光についての記録をした貴重な資料であり、現在、川・森・文化・交流センター2階の歴史民俗資料館で見ることができます。歴史民俗資料館の展示物と一体的な構成となっており、有効的な資料であります。今後、いろいろな機

会に有効に利用できるよう紹介する必要があると考えております。保存方法につきましては、DVD等の記録等を中心に進めてまいりたいと思います。次に、3番の町内神楽団保存のための施策、4番の伝統芸能、田楽の保存支援についてお答えをさせていただきます。昭和50年に文化財保護法が改正され、民俗、芸能は民俗文化財の中に位置づけられ、重要無形文化財に指定され、保護される制度が設けられております。現在、町内では県指定が4件、町指定が3件、合計7件の重要無形文化財指定となっております。これらのうち神楽は県指定2件、町指定が1件、計3件でございます。これまで町内の神楽団、町内の神楽競演大会では、後援会名義の使用許可、会場使用等の減免措置を講ずるなど一定の大会支援を行ってまいりましたが、今後も協力してまいりたいと思います。ただし、これらの神楽団や田楽を含めた民俗文化財は、ご承知のとおり担い手の高齢化など減少により保存継承が課題となっております。来年度以降は、広島県教育委員会が県内の民俗、芸能に関しまして調査、検討を行っております。この調査は本町の神楽、田楽なども該当するものと思われまので、広島県と連携を図りながら地域文化伝統の継承の基礎資料としていきたいと考えております。また、財政的支援につきましては、さまざまな団体等が実施をしておる助成事業について積極的に情報を提供するとともに、助言等を行ってまいりたいと考えております。⑤新し文化、のど自慢、カラオケ、神楽よさこいなどについての支援。のど自慢、カラオケへの支援につきましては、各活動団体が自主的に開催される発表会に対して会場の提供、教育委員会として後援等の支援を考えていく必要があると考えております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

商工観光課長。

○片山豊和商工観光課長

商工観光課から答弁させていただきます。まず、DVDも拝見させていただきましたが、観光情報も一部入っております。なお、現在使用が、形態が変わっている施設もあるため、そのまま活用ということは難しい部分もありましたので、そのあたりを整理して活用していきたいと考えております。2点目に、神楽等の振興に係る助成という件に関しましてですが、昨年度より企画課と一緒に神楽連絡協議会、旧町でそれぞれ3団体ありましたが、これの安芸太田町としての連絡協議会の一元化に向けて話を開始しているところでございます。初段の目的としましては、当課が取り組んでおりますイベント補助金に相応した出演要請あるいは県広域エリアの首都圏の関係からの出演依頼等の調整を行うことを目途としてスタートをしているところでございます。また、民間団体の動向としまして広島経済同友会の文化振興委員会がこのようなものをホームページ等で公開されておりますが、広島神楽を活用したまのちのにぎわいの創出についてというようなまとめを昨年度よりされております。また、いろんなイベントあるいは講演会で、この委員会からは、先週この事業の取り組みの状況について訪問があって、紹介をいただいた経緯がございまして、今現在この会等に町に対する負担金とかの助成とかの要望等はいただいている段階ではございませんが、活動していただきたい、また町内神楽団との連携を図っていただきたいというような内容でございます。主な翌年度の予定としましては、公演会を団員を目途として開催したい、あるいはそれぞれの神楽団がウェブを介したPR活動、また出演料等の具体的な調整も必要ではないかと課題提起とともに提案をされているところでございます。また、3月まで寄附金を募集されて、いろんな大会の運営、活動に充てたいと考えていらっしゃるようでございます。町からの直接的な助成に関しましては、先ほど申しました各種イベント補助金はおおむね7割から5割程度の補助金を出しております。その中でイベントの実行委員会から新しい文化面のダンス等々も含めました助成金、出演料、イベントのステージの出演料相当として謝礼をお支払いになっている状況でございまして、それ以外直接いろんな文化団体に観光課のほうから助成している事業はございません。以上でございます。

○矢立孝彦議長

健康づくり課、栗栖浩司課長。

○栗栖浩司健康づくり課長

失礼します。新しい文化への支援ということですが、神楽よさこいについては文化というよりも健康面のほうが発祥ということで、ちょっと神楽よさこいについてお答えさせていただきます。神楽よさこいは、平成24年ごろに健康運動の普及を進めるために発案されたもので、松本健康運動指導士や安芸太田町健康運動クラブの連合会の皆さんが考案されたものです。平成25年の第37回フラワーフェスティバルにおいては安芸太田町元気森もり推進隊として参加され、きらめきプラチナ賞を受けるなど、それから連続して参加していただいております。現在では、座ってやる神楽よさこいとか健康面の健康運動としての取り組みを進めておられます。町としましても、フラワーフェスティバルの参加等については町の推進する森林セラピーの町内のアピールを兼ねておるといことで、そういう趣旨からの財政的

な支援や人的な支援をさせていただいております。以上です。

○矢立孝彦議長

田島議員。

○田島清議員

DVD等の有効活用がされているということでお伺いしまして、大変安心をいたしました。それと、再質問でございますが、神楽存続のための施策としての財政支援等の取り組みもなされているということでお伺いしました。私も、神楽競演大会、加計で開催されておりました大会の実行委員長を10年余り続けてきましたけども、残念ながら廃止という形にはなりました。この中で、町の支援ということで会場使用料などの減免について再三にわたり町に申し上げたところですが、興行ということでこちらについては難しいということがありました。現在の戸河内でも競演大会が行われておりますけども、そこら辺の基準と申しますか、説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

○矢立孝彦議長

生涯学習課長。

○上田隆生涯学習課長

再質問をいただきました、についてお答えをさせていただきます。戸河内で開催されている競演大会につきましては、準備期間等を含めた日数が何日か使用されておりますが、実質競演大会の使用期間について会場使用料等、それに対しても減免措置というか全額ではなくて減免措置等を含めたなるべく実行できるような金額のほうで協議をさせてもらい、政策として実行をしてる現状でございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

田島議員。

○田島清議員

私がこの質問を取り上げた理由の一つに、先月2月21日に広島県の町議会議員研修において、講師で劇作家で演出家の平田オリザさんの講演を聞く機会がありましたが、地方再生にこそ文化施設をという内容で大変わかりやすい内容でした。まちづくりでは、定住対策には雇用を取り組んできましたが、雇用があっても田舎には帰ってこない、田舎はつまらないという若者、雇用がないから自分に合った仕事ができないは昭和のことであり、外に出た子どもたちがそれでも帰ってきたくなくなる町をつくらねばならない。これからは女性の時代である。奥さんが帰れば、旦那さんがついてくる。女性に選ばれる町とは何か。まちに来ない理由を考えると、教育と文化と医療が重要であるなどです。憲法25条には、生存権的基本権が規定されております。これは9条と並んで世界最先端の条項と言われており、この条文はアメリカから押しつけられたものでもありません。また、平田さんは、日本では今こそ文化がないと死ぬと続け、なぜなら30代の死因のトップは自殺であり、ホームレスも心を病んでいる人が多い。文化による心のケアこそが大切としました。そして、文化、芸術の役割の一つにコミュニティーの形成、維持の役割がある。具体的には、3.11震災の津波で被害を受けた宮城県女川町では高台移転の合意形成がなかなか進まない中、昔から伝承されてきた獅子舞を復活した地域から合意形成ができ上がっていった事例を紹介されていました。安芸太田町には多くの神楽団がありますが、今年、神楽団タッグ、八岐大蛇上演として新聞にも取り上げられていましたが、松原神楽団が16日に広島文化学園HBGホールでRCC早春神楽共演大会に出演、町内3神楽団の協力を得て八岐大蛇を上演されました。松原の4人、堀、本郷、川北神楽団の20から35歳の4人の計8人で担うものでした。昨年、主催者から八岐大蛇での出演依頼を受けた松原神楽団メンバー16人には仕事で参加できない団員もいて、単独では8頭分を確保できないため、町内の神楽団に協力を求めました。斎藤団長は、人口が減り、担い手が限られる中、神楽や演目をどう続けるかは課題。神楽団の枠を超えて協力し、迫力ある舞いを届けたいなどと紹介されていました。旧町村の垣根を越えた取り組みが進んでおります。さて、加計中には深山太鼓などの文化活動があり、神楽ばやし子どもたちの心に刻まれています。先ほども生涯学習課長のほうからもありましたが、こうした取り組みが子どもの流出に歯どめをかける一步になるのではないかと、この講演を聞きながら思ったところでもあります。町の施策の中に文化施策を取り入れることを提言して、この質問は終わっていきたいと思います。続きまして、地方再生事業についてお尋ねいたします。安倍総理が推進する地方創生ですが、地方が元気でなければ国の力は生まれないと東京一極集中の政治経済のあり方も見直すべきと地域おこし協力隊員制度の導入などのさまざまな政策を推進してきましたが、逆に東京周辺への地方からの人口流出が加速しているのが現状です。もはや地方は国が推進する地方創生につなぐなどに依拠していたのでは、衰退の一途をたどるしかありません。町では国の地方創生施策

を有効活用し、町の衰退に歯どめをかけ、少しでも上向きになるようにとこの間、地方創生交付金事業を平成28年から32年度の5カ年、事業計画を立てて推進しているところです。戸河内インター入り口にある道の駅周辺では、通過客は広島市近郊ということもあり、春夏秋冬、年間を通して多くあり、町長は町の浮沈を左右する道の駅を早急に整備し、観光地元野菜を初め、特産品販売や商いの拠点として相乗効果を上げられるよう重点事業として位置づけ、取り組むと表明されてきました。一昨年4月道の駅基本構想は示され、今年度当初予算では道の駅周辺整備基本計画策定業務関連予算1,650万円を予算計上され、議会は議決しています。道の駅に関連した質問は同僚議員からもたびたび出されておりますが、曖昧な答弁でしかなく、既に年度末を控えていますが進捗状況等具体的説明がなく、現在出店者や道の駅整備を期待している人たちからどうなっているだろうとの質問が寄せられております。次の点について質問いたします。観光拠点となる道の駅基本計画策定業務の進捗状況、道の駅当初計画、令和2年事業着手見込みについて、生涯活躍のまち拠点加計地区の進捗状況について、加計地区拠点事業開業における交通手段の確保など活性化策について、以上、回答を求めます。

○矢立孝彦議長

企画課長。

○二見重幸企画課長

地方創生事業に関し、特に道の駅のご質問、それから加計生涯活躍のまちに関するご質問をいただきましたので、企画課のほうで答弁をさせていただきます。道の駅基本計画策定業務の進捗でございますが、構想レベルの計画につきましては以前説明をさせていただきます。その後重点道の駅のほうに採択をされておるところでございます。基本計画策定業務に着手をする段階におきまして、地域内の事業者の皆様と課題でありますとか目標について共通認識に立つ必要があるというふうを考えており、地域商社を中心にその作業を現在進めておるところでございます。道の駅来夢とごうちでございますが、こちらは稼ぐ観光まちづくりの拠点ということをコンセプトに重点道の駅に認定をされておるところでございます。稼ぐ観光まちづくりの拠点、これを言いかえますとこの道の駅が地域経済の中核となる仕組みであるというふうを考えております。地域の生鮮野菜や加工品の販売、また地元産品を使った飲食、それから道の駅で物が売れば地域の生産者や加工事業者の皆様がそれに浸透していき、それが発展的に持続していくと、こういった仕組みを第一に考える必要があるかというふうを考えておるところでございます。既存の道の駅に関しましては、この配置が国道を分断しており、横断者が多く、危険であるという課題については認識をしておるところでございます。ハード的な面、それから町全体の産業振興のデザイン、こういうのを組み立てる中で、道の駅をどのように位置づけていくのかということに関係者や専門家ですっきりと議論する必要があると考えております。来年度、引き続きまして道の駅の再生整備計画について新年度早々から着手するように考えておるところでございます。それから、生涯活躍のまちの加計拠点の進捗状況でございます。こちらにつきましては、公益社団法人青年海外協力協会（JOCA）が事業主体となり、整備を進めております。この加計拠点につきましては、旧旅館の改修工事が2月末で完了し、現在開業の準備をしております。4月3日に開所するというふう聞いておるところでございます。こちらの施設の活性化に向けた策でございます。特に、移動手段のことをご質問いただきましたが、こちらについては加計拠点までの交通手段としては、現在は公共交通、町内バスでありますとかあなたくのご利用をお願いするようになるかと考えております。こちらは、加計中央または加計ショッピングセンターのバス停から徒歩でご利用いただくこととなります。こちらの徒歩でのご利用につきましても、加計商店街の人の流れをつくるという意味でも1つの目標がかなうものであろうかと考えております。しかしながら、運営の中で移動に関し具体的な課題が出てくる、あるいはさらに利用を進めていく上では送迎の関係も議論をしていかななくてはならないと考えておるところもございますので、運営するJOCAと協議をしながら今後の対応を協議してまいりたいと思っております。供用開始後、まずは町内の方々に施設の存在を十分に知っていただくと、こういった取り組みをまずは進めてまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

地域商社あきおおた事業本部長。

○武藤克巳地域商社あきおおた事業本部長

道の駅の整備計画についてご答弁申し上げます。地域商社あきおおたとしては、道の駅基本計画の前提となる作業を進めております。事業者の方々の経営計画ですとか物産品サービスの事業展開の確認、そしてまた共同物流等の業務の効率化などを現在整えております。また、地域商社あきおおたでは、推進協議会として産業部会、観光部会、道の駅部会の組織化の検討を進めております。今、申し上げます

たような道の駅についての活動は道の駅部会につなげてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○矢立孝彦議長

小島副町長。

○小島俊二副町長

加計拠点の交通手段について、その拠点施設だけのための交通手段を公共交通でというのはなかなか困難などありますので、町全体の活性化策としての公共交通のあり方の中でやっていきたい。個別にはやっぱし運営主体である青年海外協力協会のほうが主体となって考えるものというふうに考えておるところでございます。道の駅再編構想につきましては、実際の作業が遅れとることを申しわけなく思っております。新年度に向けてその推進体制を再構築して、一丁目一番地の施策となろうと思っておりますので早期実現ができるように推進してまいりたいと思っております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

田島議員。

○田島清議員

加計拠点について、交通支援についての答弁がありました。私のイメージとしては現在の路線ということではなくて、例えばですが巡回バス、そういったイメージを持っております。午前、午後2便ずつとかそういったイメージのものを持っておりますが、そういった考えはないか、再質問としてご回答ください。

○矢立孝彦議長

小島副町長。

○小島俊二副町長

活性化策としてはいろんなご意見を伺いながら全体の公共交通を考えていきますが、やはり施設の利活用につきましては、じきじきには事業者のほうがアイデアを出していくべきで、それに町が支援することがあればまた支援を考えていく必要はあろうかと思っております。以上です。

○矢立孝彦議長

田島議員。

○田島清議員

事業の成功にはスタート時点の成功が一番大切だろうと思っております。先日、総務委員会のほうで神山町ですか、そこら辺の視察をしてまいりましたが、総務課が体験バスを出すとかそういった取り組みもされております。そういった行政支援も念頭に取組んで、なおかつこれらの施策がスピード感を持った行政運営を求めていきたいと思っております。なお、町民に対する情報提供について大変少ないということで住民の方から声をいただいておりますので、こちらでも住民の理解と協力を求める努力を惜しみなく続けることを提案して、この質問を終わりたいと思っております。続きまして、平和式典のあり方について質問いたします。町主催の戦没者慰霊祈念式典の参加者は、戦没者や被爆者の高齢化により年々と参加者が減少し、町においても式典の内容を含め、あり方を検討したいと表明されておりますが、検討内容はどうか。過去、教育長は児童・生徒の式典参加について検討してみたいと答弁された経緯を確認しておりますが、今年度の式典参加に向けてのどのような検討がなされておりますか。被爆 75 周年を迎えるが、町としてどのような取り組みを予定しているか。最後に、非核自治体宣言の町の取り組みはなされているか。以上、答弁をお願いします。

○矢立孝彦議長

総務課長。

○長尾航治総務課長

それでは、平和式典のあり方ということでご質問を頂戴いたしました。まずは、総務課のほうから答弁をさせていただきます。戦没者追悼平和祈念式典についてのご質問でございます。今年度は台風接近に伴いまして、やむなく中止をさせていただいておりますところでございます。例年でございますと、毎年8月15日の終戦記念日にあわせて式典を挙げております。参列者の多くはやはり遺族会の方が主でございまして、高齢化も進み、一昨年の参列者は110名程度でございました。議員ご指摘のとおり、年々減少傾向でございます。お盆でもあり、忙しい時期での式典ということもございまして1時間程度の内容とさせていただいております。この終戦記念日の開催につきましては、遺族会の強い希望で決定しております。式典のあり方や実施にあつては、関係者さまさまざまな考えがあろうと思っておりますけれども、お気持ちを踏まえた上で開催日時等の検討、内容等の協議検討を行うとともに、関係部局、また連携し、

多くの方に参加いただけるような内容となるよう今後も取り組んでまいりたいと考えております。被爆75周年を迎えるに当たりまして具体的内容はまだ検討中ではございますけれども、担当課といたしましては平和への願い、思いが伝わる式典を検討したいと思っております。また、この通告をいただきまして課内ではそういった情報を共有をし、そういうような願い、思いが伝わる式典を課内でも検討しようというところで取り組んでまいりたいと考えております。また、式典とは別の取り組みとなることでございませけれども、戦争を知らない世代への戦争の悲惨さ、恐ろしさ等を継承していくため、実際に戦争を経験された方やそのご家族から話を聞く機会を設けるなど、そういった取り組みも継続して進めていきたいと考えております。子どもたちのかかわりという点におきましては、別途教育委員会からの答弁もあるかと思っております。最後の非核自治体宣言についてのご質問を頂戴いたしましたので、答弁いたします。本町は、平成17年4月に非核平和宣言をしております。広島県内におきましては23市町中19市町が非核平和宣言をしております、その主体は議会として、また首長として、その形というのはまちまちでございませけれども、この宣言を行うことで自治体の方針と立ち位置を明確にするといった意味では、宣言すること自体が取り組みの一つであろうというふうにも考えております。個別の町単独事業というものではございませけれども、現在本町は日本非核宣言自治体協議会、これ、事務局が長崎市にあるんですけれども、こちらに加入をし、全国の非核宣言自治体、342自治体が現在ありますけれども、連携をとりながら非核、平和に取り組みを進めさせていただいております。総務課からは以上でございます。

○矢立孝彦議長

教育委員会、学校教育課長。

○児玉裕子学校教育課長

続きまして、生徒の式典の参加について、教育委員会から申し上げたいと思っております。以前に同様の質問がありまして、答弁をさせていただいてるところでございます。式典当日の8月15日は夏季休業中でお盆の時期と重なっております。生徒も家庭で過ごす時期となること、教職員の働き方改革の取り組みの一環といたしまして15日を挟み一斉閉庁日として学校を休みにしております。こうした状況から生徒等の参加については難しいと、現時点では考えているところでございます。また、平和継承への取り組みにおきまして、町内の小・中学校におきましては年間の計画を立て、道徳や社会科などで児童・生徒への指導を行っております。また、8月6日を登校日として広島継承の日として学習をするなど、広島にとってこの日の持つ意味と平和の大切さを改めて考えさせることを児童・生徒へ行っております。教育委員会としましては、以前には校長会と検討しながら可能性について探ってまいりたいと申し上げておりましたが、以上のことから学校行事としての対応が難しいところではございますが、先ほど総務課長も申し上げましたように戦争を知らない世代への児童・生徒への平和、戦争の恐ろしさなどを伝えていくという取り組みについては、今実際に戦争を経験された方やそのご家族の方からという、そういったことも参考にしながら学校において取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○矢立孝彦議長

田島議員。

○田島清議員

戦没者慰霊式典については、遺族会の意向があるということでございます。平和の問題を子どもたちに伝えていくという部分におきましては大変難しい部分があると思っておりますが、今加計高校ではハワイからの留学生の受け入れとかというふうなことも先日聞いておりますけれども、高等学校でも国際化が進んでおります。ハワイといいますと真珠湾ということもあります。そういった子どもたちの捉え方、そういったものも、こういう平和の継承について参考になるのではないかとというふうに思いますが、そこら辺の展開について答弁をお願いします。

○矢立孝彦議長

教育委員会、二見教育長。

○二見吉康教育長

国際交流とのお話いただきました。まず、もう一度返すようでございますけれども、夏季休業、特に8月15日に限定された平和祈念式典への生徒を含めた参加というのは、大変校長と再三にわたり検討協議してまいりましたけれども、先ほど申し上げましたように働き方改革というのがより一層厳しい状況で、校長として教職員の健康及び福利の確保という点ではこの8月の過ごし方というものますます厳しい状況あります。また、3年度においては夏休みのまとめどりの休暇というふうなことの制度も目の前に来ているような状況の中で、夏季休業中の活動というものはかなり限定される状況があることをご理解いただきたいと思います。そういう中で、加計高校にハワイを含めさまざま国から来日し、

一時的な留学やホームステイ等で来ている外国の生徒の皆さんとの交流は、加計中学のみならず町内のいろいろな小学校も含めて交流をさせていただいているところであり、戦争、平和を含めた国際交流という点では積極的に取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

田島議員。

○田島清議員

国際的な視点での平和についての考え方について、答弁をいただきました。最後に、私、1番目に文化施策を地方再生にということで質問させていただきましたが、今議会においても健康クラブのほうから神楽よさこいについての支援要望書等も出されております。新しい文化としての神楽よさこいでは、加計高校も参加されてフラワーフェスティバルの参加支援の計画もあるようでございます。先ほども申しましたけど、支援の方策として神楽大会などにおいて、今までも加計高校が神楽部っていうのをやっていた時代には加計高校の特別出演ということで招待をして、そういった取り組みも私たちもしたことがあります。また、今は美土里町のほうに行きましたけど神楽甲子園っていうのをやっていますけども、それ以前は加計で高校生大会というのもやった経験がございます。そうした文化を子どもたちに取り入れる取り組みをする場合においては、例えば入場料については興行であっても免除するとか、そういった町の施策の中に入れていくことが、今後学校を卒業したら皆安芸太田町から出ていくというところに少しでも歯止めがかかるような施策になるのではないかとということを最後に申し上げて、私の質問を終わりたいと思っておりますが、ちなみに神楽よさこい、よさこいの語源については余談ではありますが、夜に來い、夜に來いということで子孫繁栄にも役立つような言葉の語源だそうでございますので一言つけ加えて、私の質問を終わりたいと思っております。

○矢立孝彦議長

以上で田島議員の一般質問を終わります。しばらく休憩します。午後1時30分から再開します。

休憩 午前11時50分

再開 午後1時29分

○矢立孝彦議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。一般質問を続けます。1番、大江厚子議員。

○大江厚子議員

昼からもよろしく申し上げます。1番、大江と申します。政治に携わる者として依拠すべきは、戦争は再び起こしてはならない、また人が当然有する基本的人権をないがしろにすることはあってはならない、生存権は人として保障されるべき当然の権利だとする憲法や法律、条例であることは言うまでもありません。私たちはそこにこそ依拠すべきです。しかし一方で、住民の皆さんの気持ち、声、要望はたとえそれが一見不合理と見えても、そこに切実な思いがあれば取り上げ、町政に反映していかねばならないと考えます。今回、私は3項目について質問します。1つ、戸河内地域の子育て、保育、教育に対する行政の果たすべき役割について、2、原爆黒い雨訴訟について、3、ごみ処理問題について質問いたします。まず、最初の項目、戸河内地域の子育て、保育、教育に対する行政の果たすべき役割についてです。私は、議員になって何度も何度も子どもたちに対する施策、特に保育、教育について質問してきました。行政も議員も、子どもたちが健やかに安心して育つように、また将来にわたってこの町が、この地域が、子どもたちの声が聞こえ、青年の姿を見ることができ、全ての世代の人々がともに協力し暮らせる町づくりを目指して、それぞれの職務を果たすべき責任があります。保育、教育、子どもに対する施策は、先達が経済効率や投資効果を問うことなく何よりも優先してきたことと考えます。質問に入ります。まず、現状から伺います。戸河内地域、もっと限定するならば戸河内小学校区域における就学前保育、教育、学校教育施設、子育て支援施設の現状について伺います。2、昨年12月、町主催で藤山浩さんの講演会の中で小学校区別人口概況が示され、2014年から2019年の人口増減率は戸河内小学校校区が一番減少が激しいと示されました。例えば、ほかの校区はマイナス10%台からマイナス11%台、しかし戸河内小学校校区はマイナス19%台でした。そのために町全体をマイナス13.1%に押し下げる結果となっています。なぜ、特に戸河内小学校校区がこれほど人口減少率が激しいのか、小学生の減少率がほかの校区よりも特に激しいのか、反対を考えるならなぜほかの校区は戸河内小学校校区ほど減少率が大きくないのか。この要因は何と考えますか。3、就学前保育、教育のあり方検討委員会報告書の中で述べられた、よく行政はここを取り上げておられますが、戸河内幼稚園は廃止にするっていうことを取り上げられていますが、その後半で保護者、関係者との十分な協議を行っていただきたいとありました。それに対し、昨年9月11日に戸河内幼稚園の閉園についての地域説明会がありました。そ

れ以降、保護者や地域に対してどのような協議がなされましたか。また、昨年9月議会において決算特別委員会委員長から提出された審査事項の中で、子ども・子育て支援事業について住民主体の活動で要望等が提出されたとき、窓口の姿勢は広げておくべきであるとの意見について、どのように捉えていますか。以上、3問質問いたします。

○矢立孝彦議長

児童育成課長。

○園田哲也児童育成課長

ただいまの戸河内地域の子育てに対する行政の果たすべき役割についてという形で3問のご質問をいただいているところですので、それに対してお答えをさせていただきたいと思っております。まず、戸河内地域の施設の配置状況につきましては、以前の一般質問において町全体の施設の状況について答弁をさせていただいたところでございますが、戸河内地域におけるとなると就学前保育、教育施設においては、戸河内幼稚園及び認定こども園とごうち、学校教育施設としては戸河内小学校、戸河内小学校区地域が学区となります安芸太田中学校、また子育て支援施設としては認定こども園とごうちに併設をされております戸河内子育て支援センター、以上が主に戸河内小学校区の子ども、保護者が利用する子育て支援施設という形になります。続きまして、戸河内地域の小中学校区の人口のというようなご質問でございますが、現在のところ調査いたしましたところ、平成26年から平成31年につきましては11歳以下、小学生以下の子どもが、平成26年においては町全体で401人、平成31年におきましては388人と減少をしているところでございます。戸河内小学校区が一番激しい要因とのことですが、数を調査いたしましたところ戸河内小学校区におきましては平成26年に93人、平成28年においては65人、その後増減の推移は横ばいとなりまして、平成31年におきましては64人という形になっているところでございます。平成26年から平成28年においては28名、率にして30%の減となっておりますところでございますが、先ほども申しましたようにその後はほぼ横ばいとなっております、他の地区におきましても上殿小学校区を除き、全ての小学校区において減少をしているところでございます。戸河内小学校区の一時期の急激な減少要因は、子どもを産み育てる世帯の年齢構成のバランス、一時的な世帯の減などさまざまな原因が考えられますが、現状を見ると町全体で出生数の減少により今後大きく子どもの数が減ることが予測され、一地域でなく全体で子育て支援策を含めた対策が必要だと考えているところでございます。続きまして、あり方検討委員会後の協議でございますが、議員も先ほど質問のときにありましたように、これまで説明、協議を行ってきたところでございます。具体的に申しますと、戸河内地域におきましては教育委員会部局が中心となりまして幼稚園閉園に伴う教育委員会による幼稚園、小学校の保護者説明、また先ほどもありましたように昨年9月に行いました町長部局と教育委員会部局合同の説明会などでございます。昨年の決算委員会の決算特別委員長の発言に関してどう捉えているかということでございますが、幼・保・小との連携につきましては子どもたちの育ちを考える中でとても重要なものと考えているところでございます。町といたしましては、学校の併設か否かということではなく、新たに幼・保・小の連携教育を今年度より始めまして、施設にとらわれないスムーズな小学校への接続という事業を教育委員会と合同で行っているものでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

教育委員会、学校教育課長。

○児玉裕子学校教育課長

戸河内地区の子育てに対する行政の果たす役割についてということで、教育委員会から答弁をさせてもらいたいと思っております。今後の就学前教育と学校教育の接続について、これからの予測不能な時代にたくましく生きていく子どもを産む、育むという点におきまして、教育委員会としてのかかわりが非常に大切となってまいります。現在の幼稚園、保育所、こども園から小学校へ入学する児童のスムーズな移行への取り組みについてお答えさせていただきたいと思っております。入学時の児童の発達や学びには個人差がありますので、それぞれの施設で経験してきたことを考慮しながら細かい指導が求められます。こうしたことから今年度県の事業を活用しまして、町内の幼稚園、保育所、こども園の園長、所長、担任と小学校の校長、担任で安芸太田町の目指す子どもの姿を踏まえ、研修会やカリキュラムの作成などで相互に交流を深めてきました。来年度、いよいよそれぞれで作成したカリキュラムをもとに主体的な深い学びのできる子どもの育成をしてまいります。このカリキュラムはあくまでも目安となるものですので、その年ごとの子どもたちの育ちに応じて見直しをしながら指導をしていくこととなります。また、施設的な面から就学前児童の小学校への連携を心配していただいておりますが、併設していない施設同士であっても、これまでも町内においてはそういった状況はあり、お互いで情報交換をしてきたところ

です。就学前教育で育まれる力がその後の学校教育における学びの基礎となり、とても大事な時期であるという認識のもと、保育所や園、小学校でお互いの施設を訪問したり、研修を行ったりと連携を密にしていき、子どもたちを理解した指導に生かしていきたいと思っております。安芸太田町で育つ子どもたちが時代に取り残されることなく、学校生活を楽しくたくましく生きていけるよう取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思っております。以上です。

○矢立孝彦議長

大江議員。

○大江厚子議員

私は、これまで就学前保育、教育の内容についてももちろん心配ですので質問してきましたが、今日はそれについては質問してはないと思っています。今回質問したいのは、具体的に就学前教育も含めてですけど、それぞれの施設についてアンバランスじゃないかというところを中心に質問していきたいと思っておりますので、そのようにお願いします。先ほど戸河内地域ということでお答えいただきました。私の質問がまずかったかもしれませんが、前回お尋ねしたときと安芸太田町全体における就学前保育、教育、学校施設、子育て支援施設の現状が変わっているので、今回再質問したわけですね。私のほうからいいますと、加計小学校区は高校、中学校、小学校、認定こども園、保育所、放課後児童クラブが新たにできました。加計のびのび子育てセンターがこども園の中にあります。筒賀小学校区は中学校、小学校、保育所、放課後児童クラブがあります。上殿小学校区は小学校、認定こども園、そして認定こども園で利用する戸河内子育て支援センターがあります。しかし、この広い戸河内小学校区は小学校と幼稚園、しかも幼稚園は来年度で閉園となります。つまり保育施設、さらに子育て支援施設の施設はなくなるということなんです。ともかく、全てを含めて保育、学校、教育施設は小学校だけになるということです。それは間違いないと思いますが、それを踏まえた上でこれからの質問を展開していきたいと思っております。なぜ、戸河内小学校区が特にこれほどまでに人口減少あるいは小学生の人数が減ったかということをお聞きしたら、子どもを産む世代の変わり目とかというふうに言われましたが、これは私のうがった考えかもしれませんが、やはり戸河内中学校が無くなった、そして幼稚園が無くなりそうということはお聞きして、子育て世代に大きな不安を無意識であれ、意識的であれ、与えているんじゃないかと思っております。これは将来もっと検討していかなければならないことだと思っておりますが、原因の一つにはそれがあるというふうに思っております。戸河内幼稚園の閉園についての地域説明会をされた、私も言いましたし、されました。しかし、その後保護者や地域に対し、では幼稚園にかわる施設をどうするのかとか、つくるのかつくらぬのか、保護者や地域はどう考えられているのか、そういう協議の会を求められたことは一度もありません。また、窓口の姿勢は広げておくべきという去年の決算特別委員会委員長からの意見ですけど、これはこの地域の衰退を危惧してのことですよ。仮に保護者、地域から要望を出されたときにこれは必ず受けて、そういう協議会というか、検討委員会というか、集会を開くという、それを必ず責任を持ってするという、そういうことをこの場で明言していただきたいというふうに思っております。そして、これまでどれほどの保育所、幼稚園、小学校、中学校がこの安芸太田町で廃止されてきたのでしょうか。子どもの数が減るから統廃合を繰り返せば、地域は確実に衰退していきます。加計高校は、行政を初め、多くの関係者の努力で今日生徒数は増加し、存続に希望が見えました。絶対に存続させるという決意とそれに向けての施策が充実すれば必ずできると思っております。さて、平成 25 年 10 月に出された安芸太田町教育委員会、安芸太田町学校適正配置基本方針で具体的な第 3 次適正配置実施計画がまとめられました。その中で戸河内小学校は改築に向けての計画だったんですが、改築後の児童数の推移では複式学級が想定される規模ではあるが、今後の定住施策や将来推計、適正規模化や減築等の可能性も含めて、基本設計の中で具体的に規模を決定するとあります。その後、3年後ですかね、今から3年前にすばらしい今の新校舎ができました。この校舎は6学級を想定されていますよね。1学級が15人、20人ぐらいでしょうか。現在、戸河内小学校は1、2年が単式、3、4年、5、6年が複式学級で、全校児童は33名です。その規模に合う小学生が何としても、この規模というのは新校舎を建てたその想定された規模です、その想定された規模に合う小学生が何としてもこの地域に住んでほしい、それを切実に考え、若い世代の移住・定住政策を進めていますか。この地域から就学前の子どもたちの施設がなくなれば、さらに若い世代のこの地域への定住が困難なことは誰の目から見ても明らかです。町は、何としてもこの小学校は残す、あの新築されたすばらしい小学校は残すと決断し、その対策に取り組むべきです。地域の若い世代の要望を聞き取りながら、保護者、子どもたちの生活にとって重要な就学前の子どもたちの利用しやすい保育施設を、環境はすばらしいので今ある環境のすばらしい幼稚園施設を再度利用してつくることを早急に検討すべきです。戸河内幼稚園は廃園にはなりますが、まだまだ使用

できる施設で、恐らく廃止後撤去はされないと思います。それならば、今町が進めていますが、国が自治体に策定を求めた公共施設等総合管理計画に通じ公共施設の統廃合、集約化を求めたその成果にはなりません。私はもちろんこの国主導による選択と集中、公共施設の統廃合、集約化は、政策はいろいろな問題をはらんでおり反対ですが、ともあれ施設の集約化は戸河内幼稚園廃園ということにおいては何の成果もありません。また、子どもたちの施設のあり方は大きくは町全体の保育、教育のこの町の取り組みにもつながります。先ほども言いましたが、子どもの数が減るから統廃合を繰り返せば、この町は衰退していきます。一方、こんな町もあります。人口1万人余り、お隣島根県の邑南町は、小学校8校、中学校3校があります。学校施設の目指すべき姿として小・中学生は地域の宝と位置づけ、また地域に愛されながら育つべきであると考えから学校は地域づくりの核であるとし、統廃合をせず、学校を残すとの強いメッセージを発して子育て支援を行い、子どもたちを地域とともに育てていくことを推進しています。また、別の考えもあります。さて、移住を考えている若い世代は移住先に何を求めているのでしょうか。国土緑化推進機構政策企画部による森と自然を活用した保育、幼児教育を取り巻く最新情報報告の中で未就学児の子育て世代対象のインターネット調査が出ていました。地方への移住、転職などを行う場合、保育園、幼稚園にあると特に魅力と思うものは何かの問いの中で、自然を活かした保育、教育が経済的支援、いわゆる無償化とか音楽、英語などの早期教育よりも断トツ1位でした。自然を活かした教育、保育が求められている時代です。この自然を活かした保育、教育は全国で、それこそ少人数の保育所、幼稚園で実践され、若い世代の移住に大きく影響しています。まずは、戸河内小学校校区で先駆的に取り組む価値はあると考えます。町が、まちが本気取り組む方針を出せば、若い世代や私たち年配世代もそこに希望を見出し、ともに考えていきたいと思えます。住民の行政に対する意識は一気に変わると思えます。地方自治への住民の参加という大原則を保障すべきです。それがなければ、住民のどうせ何を要望しても無駄の諦めを生み出し、まちづくりが住民の積極的参加を得ることは難しくなり、住民主体の大原則は崩れます。戸河内地域がこれほど子どもの施設がなくなり、子どもにとっても、保護者にとっても、そして地域にとっても将来が見通せない、むしろ衰退しか思い描けない状況です。地域の今と今後に関心を持つと考えるなら、せめて就学前の子どもたちの施設は行政が責任を持って存続させることをすべきです。質問4に入りますが、過疎化が進む地域ほど、大きく言えば安芸太田町、もっと限定的に言えば戸河内小学校区域というふうにはなっていますが、そういう地域ほど、町ほど子どもの施設は残しておく、どうやってでも残しておくべきと考えます。また、話はちょっと変わりますが、この小学校区域には旧戸河内中学校の跡地があります。何らかの子どもたちの施設として利用することも考えられます。地域にとっては本当に切実な問題です。町長の答弁を求めます。

○矢立孝彦議長

児童育成課長。

○園田哲也児童育成課長

ただいま多岐にわたるご質問をいただきましたので、ちょっと落ちているところがあったらすみません。住民等の要望に関して窓口を広げて検討委員会を明言というお話がございましたが、現在でも住民等の要望等についてはそれぞれの担当課、例えば就学前の施設等であれば児童育成課を主管として要望等を窓口については常に開いているものでございます。基本的には、その住民等の要望につきましては内容を精査した上でどういうふうな対応をするかということは内部で検討させていただいて、最終的には町長の判断を仰ぐ必要があればそういうことも考えながら進めていくものでございます。続きまして、過疎化が進む地域の施設のこと、特に戸河内地域というようなご質問の回答でございますが、過疎化が進む地域の子どもの施設につきましては、安芸太田町は全体で過疎化が大きく進む地域となっております。これまで、今でも質問ありましたようにさまざまところでご議論をいただき、町においても多くの計画、検討会などで報告をいただく中で施設において町全体で統廃合を行っているところでございますが、町としては決して施設ありきでなく、町全体、各部署において定住施策を含めました多くの子育て支援策を進めてきたところでございます。これまでも申してきたところでございますが、今後において安定的で持続可能な施設の運営を行うとともに、子どもたちが保護者や地域の見守りのもとに安全で安心して暮らせる子育て環境の構築に努めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

大江議員。

○大江厚子議員

地域から話し合いの要望があったとき、内容を精査の上で町長に判断を仰いでということがありまし

た。精査の方法もありますが、どれも切実な声だと思しますので、ともかく真摯に向き合ってください、向き合うべきだというふうに思います。それから、施設の統廃合がありきではないというふうに言われましたが、前提としてやっぱり施設、建物っていうのは必要だと思うんですね。それが大きい小さいかであれ、そこにそういう保育機能を持たせた施設というのは必要であり、保護者、子どもたちにとっても、地域にとってもそれはなくてはならない施設です。内容はもちろんのことですけど、それ以前に行政が果たすべき役割としてそれはやっぱり考えていくべきだというふうに思いますし、ここで戸河内小学校区から子どもの保育の施設をなくすって、本当に完全になくすとなれば、本当に大変なことになると思います。地域や保護者の中から、どんなに小さくてもいいからともかく残しておくべきだという声はあります。それがないと今後移住なり定住なり、それからこれからふえていくときに、さらに再度何年か空白があって施設を立ち上げるというのはかなり困難なことになります。どんな形であれ、残すべきだというふうに思います。地域の中でもそれは話し合っていくこと、話し合っていきたいと考えています。では、時間があれですので、2番目の原爆黒い雨訴訟に入ります。原爆投下直後に放射性物質を含む黒い雨を国の指定区域外で浴びたなどとする広島県内の住民 85 人が援護対象区域の拡大、被爆者健康手帳の交付などを県と広島に求めている訴訟は、1月20日広島地裁で結審しました。判決は7月29日に言い渡されます。私は、この裁判に傍聴をしました。原告団長は意見陳述の最後に、裁判所におかれましては私たちの原告の黒い雨被爆とその後の健康悪化による苦難をご理解いただき、75周年を迎える被爆地広島での被爆者裁判にふさわしく、日本と世界の反核平和の世論に応える原告勝訴の判決を出していただきますよう心からお願いしますと述べられました。原告ら訴訟代理人弁護士の意見陳述では、被告広島県広島市及び周辺自治体は、安芸太田町も入ります、国、厚生労働省に対し、黒い雨地域拡大を求めています。このように被爆地の自治体が黒い雨地域の拡大を求めているのは、原告ら黒い雨被爆者の被爆体験と、それによる急性症状やがん等の晩発障害に苦しんできた苦難の歴史があるからであり、被爆地の自治体として被爆の実相に向き合い、原告ら黒い雨被爆者に寄り添ってきたからです。しかし、本件訴訟では被告広島県広島市は残念ながら参加行政庁である厚生労働省のもと、本来の被爆地の自治体としての意思と能力を奪われ、黒い雨被爆をみずから否定するという、おおよそ意に沿わない訴訟追行を余儀なくされています。今年被爆75年を迎え、原告ら黒い雨被爆者に残された時間は本当にわずかしかなりません。裁判所が本件審理で明らかになった事実を踏まえ、適正な判断をされるよう強く求めますと弁護士は述べています。また、新聞報道によるとこの結審後、原告団長は、主張すべきことは言い尽くした。約40年間黒い雨被爆者は運動を続けてきたので、勝訴するという点については一歩も譲らない覚悟で判決を待ちます。真実はこちら側にあると確信しています。また、当町の出身ですが副原告団長は、区域指定の根拠となった審査は私たちが雨を浴びた地域にほとんど訪れていなかったことが訴訟で判明しています。こんなずさんなことはない。判決には大きな期待を持っていますと話されています。以下、質問です。原爆黒い雨訴訟1月20日の結審について、どのように捉えていますか。さらに、訴訟関係者は裁判終了後の報告会で7月29日の、原告団の人々は最初は3月に判決言い渡しがあるというふうに予想されていましたが、結局7月29日になりました、7月29日の判決言い渡しまで運動をさらに続けると決意を新たにしていました。連絡協事務局次長は、貧困や病気に苦しみ、原告に加われなかった人も目の目を見れるような判決が欲しい。夏に判決が言い渡されるのは、運動できる期間が延びたんだと思えてうれしいと言っておられます。さてもう一方、去る2月25日、広島や長崎で被爆した女性3人が原爆の認定を国に求めた裁判の上告審判決で、最高裁は原告の訴えを退ける判決を言い渡しました。広島市長は、国側の主張に沿った司法判断が示され、原告である被爆者の方々にとっては大変厳しい結果となったものと受けとめている。市としては国に対し、被爆者の高齢化の現状に鑑み、より被爆者救済の立場に立った原爆症認定制度を運用するよう引き続き求めていくと述べています。長崎市長も同じ内容をコメントしています。安倍首相は昨年8月6日平和記念式典で、被爆者の方々に対して保健・医療・福祉にわたる支援の必要性をしっかりと受けとめ、今後も被爆者の方々に寄り添った援護施策を総合的に推進してまいりますと述べています。この発言に国はもっと責任を持つべき、黒い雨訴訟に関しても、この原爆症のさらなる認定を求めた裁判についても、国はもっと責任を持つべきと考えます。質問2、訴訟の判決が7月29日に言い渡されます。85人の原告団の分断を図るような一部勝訴ではなく、原告全員勝訴の判決が出るように、町長は国、市、県へ要望すべきと考えます。どう考えていますか。さらにもう一つ、その結審の裁判の後、報告会があったんですが、報告会の中では参加者から原発事故の被爆地に関する健康被害を認めない国の姿勢に対し、この黒い雨訴訟の勝訴が大きくかかわってくる、協働していきたいとの声がありました。2011年3月11日に原発事故から9年がたとうとしています。福島の小児甲状腺がんは疑いも含め236人、そのうち手術を

受け、子どもたちがですよ、手術を受け、術後の病理判断で乳頭がんと診断され、甲状腺がんと確定した患者は 186 人となっています。にもかかわらず、国はこれが被曝による健康被害とは認めていません。1986 年のチェルノブイリ原発事故から 5 年後に旧ソ連はチェルノブイリ法を制定し、放射能汚染地域では住民に対し、放射能防護と正常な生活を保障するための対策が実施されなければならないとし、国家の加害責任を明記し、予防原則に図り、生存権の保障、避難、保養、医療、検診等が保障されました。質問 3 です。黒い雨、ちりなどの放射性降下物、フォールアウトに含まれる放射性物質による内部被曝は、福島第一原発事故による被曝、内部被曝に通じるものです。福島の子どもの甲状腺がんや全ての人の健康被害が心配されています。福島でも広島のような被爆者健康手帳交付を求める声があります。国は原発事故の被曝による健康被害を認め、法を定め、国の責任を全うすべきと考えます。がんや白内障、その他さまざまな病気と同じ苦しみを抱える被爆者の住むこの町、安芸太田町の町長として、この福島の願いをどう考えますか。以上、3 問質問します。

○矢立孝彦議長

福祉課長。

○伊賀真一福祉課長

それでは、先ほどいただきました 3 問の質問につきまして、福祉課のほうから答弁させていただきたいと思えます。1、本年 1 月 20 日に行われました第 2 次 2 回の口頭弁論、この弁論には私も傍聴をさせていただきました。先ほど議員がおっしゃったような代表の声、また弁護の代表の方の思いというのもしっかりと受けとめさせていただくことができました。原子爆弾が投下され、もう被爆 75 年を迎える今日においても出席された方々、やはり高齢でありますし、皆様さまざまな症状、病気等の不安なことも抱えていらっしゃいます。こういうふうには黒い雨を浴びられた方の体験者の声、それから先ほどご質問の中にもありました急性症状、またがんなどの後から出てくる障害など健康面というものの実態等も含めて、やっぱり一刻も早くこの黒い雨の降雨地域の拡大というものを求める人の声に、また思いに寄り添った判断を今回示していただきたいというふうに考えております。2 番目のご質問に対しましてですけれども、やはりまだ本町におきまして今回の、この 7 月に判決が出ますがそのときに、それに対する町としての思いというのはまだ示しているところではございませんけれども、やはり関係する市町、隣接するところもそうですが、そういうところと事前にいろいろ協議をさせていただいたりしながら、今後の対応もしていきたいと思えます。さらには、これまで続けております巡回相談も、次年度以降も確実にできるえように進めていきたいというふうに考えております。3 問目にいただきました福島原発にかかわりますご質問でございますけれども、やはりこの原発事故におきまして、議員からのご質問にもありましたように黒い雨やちりなどの放射性の降下物、また放射性降下物を浴びた飲料水でありますとか作物等を体内に摂取することによる内部被曝というのがやはり一番恐ろしいものだというふうに私も考えております。そうした中でやはり原発の事故によって避難を余儀なくされた人々の中には、ご質問にもありました経済的な苦境でありますとか、また生活の激変に直面して多くの困難を抱えていらっしゃる方も多くですし、逆に福島地域にとどまっていられない方におきましてもなかなか除染が進まないでありますとか、健康的にも多くのやっぱり不安を抱えていらっしゃる方もおられます。こういった状況の中におきましては、やはり当事者に寄り添った援護の早期解決が望まれておりますので、国の責任におきましても財政措置を含め、実態に即して対策をより一層充実強化していただきたいというふうに考えております。福祉課から以上でございます。

○矢立孝彦議長

小坂町長。

○小坂真治町長

現実を踏まえて、要するに雨を浴びられた方々が町内におられるという現実を踏まえて、私たちも勉強しました。そうした勉強の成果として、やはりこのことについては実現をすべく国への要望活動は重ねてまいりました。がしかし、今司法の判断という領域に入っています。これについては、やはり司法の判断ということは尊重すべきだろうと思えます。また、その判断がどのようにされるかその後について、やはりもう一度さらなる要望活動を重ねていくという方法もある、方向もあるやもしれませんし、期待どおりの判決が出たときにそのことについて、また行政として寄り添うことは何があるかということになるかと思えます。でありますので、要望のこと、お願いのことと司法との判断については考えて今おるところでございます。

○矢立孝彦議長

大江議員。

○大江厚子議員

原告団は7月の結審を前にして、何としても全員勝訴を勝ち取りたいと、さらに要望なり署名なりを集めて運動を強くしていくというふうに言われています。その中で、司法と国との施策は別だというふうな簡単な割り切れ方はやっぱりすべきではない。原告団に寄り添うというのなら、今持っている相談事業のデータなり、これまで調査されてきたデータをさらに深めて、それをもとに司法とは別の形で国へ要望、指摘していくべきだというふうに考えます。もっと本当は掘り下げたいんですが時間がありませんので、次のごみ処理問題について入ります。私もこれはずっと関心がある問題で、ずっと質問したいと思いながら今日になってしまいました。まず、ごみ処理については行政や町内の事業所の現場で働く方々に本当に感謝申し上げます。私たち、日々分別の不十分さや出す曜日を守らない等で本当にご苦労をおかけしているというふうに思っています。さて、一般廃棄物処理は私たちの日常生活を営む上で欠かせないものであり、行政が責任を持って遂行すべき役割を担っています。今回は、特にごみ処理について質問します。ごみ処理問題の根本的解決は、大量生産、もっと言えば過剰生産、そして大量消費、大量廃棄型の今の社会経済システムからシフトし、必要なだけ生産し消費するというシステムに変えていく以外には根本的な解決方法はないと考えます。人類共通の財産であるべき自然、資源をむさぼり、浪費し、ごみとして廃棄する。適切に処理されないごみは環境汚染、健康被害を生んでいます。今問題になっているマイクロプラスチック類は人の健康や生態系に大きな影響を与えます。これまでのこのようなあり方は問わなければなりません。時間がないので端折りますが、例えばペットボトル、私は本当によく覚えてますが、容器リサイクル法公布前は1.8の大きいペットボトルしかありませんでしたが、そのリサイクル法が公布されるや否やリサイクルされるから問題ないとばかりに業者は小さいペットボトルをつくるようになりました。私は、それを危惧した団体が署名活動をしてましたが、署名したのを覚えています。このように私たちは、企業が生産するものの中でしか選べない状況に置かされています。私たち購入する消費者も、働く者も、そして何より企業が意識を変えていかなければならないと考えます。こうした問題意識を前提の上でこの町のごみ処理の現状について質問します。1、本町のごみ処理委託料、リサイクル料、リサイクル販売収入について、また2、分別をどのように徹底するか、出すごみをいかに減らすか、どのようにリサイクル率を上げるか等の取り組みについて、まずこの2問をお聞きします。

○矢立孝彦議長

衛生対策室、田中室長。

○田中博敏衛生対策室長

ご質問のありました本町のごみ処理委託料、リサイクル料、リサイクル販売収入についてお答え申し上げます。平成28年度の家ごみ収集、可燃ごみ搬出における収集運搬委託は約5,260万3千円、広島市処理委託は約2,101万3千円、再資源化委託は1,313万9千円、その他は環境測定、施設維持管理、指定袋作成等で約651万7千円でございます。合計約9,327万3千円の実績でございます。平成30年度の家ごみ収集、可燃ごみ搬出における運搬委託は約5,295万2千円、広島市処理委託は約2,076万4千円、再資源化委託は1,344万4千円、その他は平成29年度同様の委託で825万7千円、合計約9,541万7千円の実績でございます。平成30年度の増額の主な要因は、中継化施設整備直後のために平成29年度実施しなかったその他の委託で施設保守整備275万4千円の増によるものでございます。リサイクル率につきましては、平成29年度ごみ搬入量1,433トン、資源化量541トンで37.8%でございます。平成30年度は、ごみ搬入量1,499トン、資源化量635トンで42.4%でございます。安芸太田町一般廃棄物処理基本計画における平成32年度リサイクル率目標は19%以上となっております。また、リサイクル販売収入におきましては、平成29年度108万6千円、平成30年度約304万9千円の実績でございます。販売収入における年度間の差は、売却料でありますとか単価変動によるものでございます。続きまして、2番目の分別をどのように徹底するか、出すごみをいかに減らすか、どのようにリサイクル率を上げるか等の課題につきましてもの取り組みについて申し上げます。これまでも町の広報紙でありますとかパンフレット、ポスター等で周知しておりますが、現状はまだ分別の徹底、ごみの減量について課題が多いと認識しております。広島市への燃えるごみの処理委託においては、広島市の受け入れ分別に従って分別をする必要がありますので、変更等により周知が必要です。また、ごみの減量については自治体みの回収ではなく、スーパー等の店頭回収、集団回収等も実施されております。特に、容器包装リサイクル品目の回収率においては変動があるものの、減量化においては有効であると認識しております。ちなみに、広島県の平成29年度一般廃棄物処理事業実態調査、平成元年6月に公表されたものでございますが、これによりますと県内23市町で当町のリサイクル率は37.8%、順位が8位で

ございます。ごみの燃料化量を除きますと順位は県内トップの1位の調査結果でございます。減量化に向けた取り組み等の課題解決に町民の皆様と一丸になって、今後も取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

大江議員。

○大江厚子議員

答弁にもありましたように約1億円がごみ処理の経費となっているということで、大変な予算がかけられているということです。国内でごみ処理の最先地と言われている徳島県上勝町においては、何とリサイクル率は80%というふうに言われています。生ごみは出さないというふうになっています。時間がないので、3番の質問に入ります。日常生活に密接にかかわるこの基本的問題のごみ処理、それを積極的に取り組めば本町の環境問題の意欲的姿勢として、例えば上勝町のように町内や世界からも注目され、支持されます。日本にはほかにも先進地があると思いますが、もし調べられておればそれも紹介をお願いします。そして、今後町の取り組みの方針について、町長の答弁を伺います。

○矢立孝彦議長

衛生対策室長。

○田中博敏衛生対策室長

ごみ処理への意欲的な取り組みの姿勢、町の取り組みの方針についてお答えいたします。資源化におきましても近年リサイクルの売却単価の変動推移から、今後も下落傾向にございます。実情は集団回収、店頭回収等の家庭系回収は減少傾向にありまして、リサイクルにおいても、例えば紙パック等は家庭でまないたなどに再利用された紙パックの多くがリサイクルされずに廃棄されたり、雑紙類などの他の古紙へ排出されるなどの実態も多くございます。私たちは今後、長期総合計画の活動指針にも掲げておりますが、さらに町民の皆様のごみに対する理解をいただくようお願いするために、地域の集会でありますとか個別の対応も含めてこれから積極的に分別の方法について説明をさせていただくように事業活動に力を入れてまいりたいと思っております。それから、先ほどありましたように他の市町、他県のでの実績をちょっと調べてまいりました。環境省が平成29年度の全国調査で調査したものでございます。減量化におきますベスト1ということで、平成29年度人口が10万人未満の町の実績でございます。全国平均が、1人1日の排出量が平均925グラムでございます。ちなみに安芸太田町は602グラムでございます。全国的にベスト1のところは徳島県の神山町、こちらは人口が5,374人、1日1人当たりのごみの排出量が約298グラムでございます。ここでの主な活動ではございますが、本町と比較してもごみの分別でありますとかこういったところが、燃やすごみであるとか、プラスチックであるとかというのは月に2回、それから粗大ごみ、紙の資源化というもので月に1回、月に計6回の収集の回数しかございません。それ以外で紙おむつでありますとか生ごみが週1回、こういった収集の分別をされております。それから、この町の特徴であります、紙おむつを別に指定袋に入れるような取り組みをされております。それから、生ごみは各家庭で処理をしていただくような活動をされております。コンポストであるとかごみ処理機であるとか、こういったもので処理をしてくださというお願いをされとるみたいです。それから、それ以外でどうしても処理ができないごみは指定の場所に出して、町のほうで収集するというような活動をされております。それからもう一つ、リサイクル率、今ありましたけど議員さんのほうから、これが全国1位のところが鹿児島県の大崎町、人口が1万3,470人の町でございます。こちらのリサイクル率が全国トップで82%でございます。ちなみに全国平均でいいますと20.3%、本町は先ほど述べましたけど37.8%でございます。こちらの町の主な活動、取り組みでございますが、ごみの分別が本町は8品目でございますが、こちらの町は分別が27品目でございます。こういった取り組みもされてますし、あと各自治会が衛生自治会という組織を持ってごみの資源ごみの収集で分別をされる活動であるとか、先ほど言われました上勝町もそうですが、そういった自治会で活動されてるようなところが主にあります。それから、あと紙おむつにおきましては製造メーカーのユニチャームあたりでプロジェクトとして再生の実験を今されとるという、こういった施設の実態がでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

大江議員。

○大江厚子議員

本当に時間の配分がまずくて申しわけありません。もっとゆっくり聞きたかったです。ごみ問題は、商品生産企業の利益優先、過剰生産や包装容器の処理負担責任を問わない国の方針の問題でもあります。私たちの住民の意識改革も必要ですが、ごみ処理を担う地方自治体は国に対し、ごみ自体を減らす企業

の責任を明確にするよう要望すべきと思います。最後に、2011年東北大震災、そして原発事故以降人々の意識は変わりました。特に、若い世代はこれまでの社会の風潮だった、今だけ、金だけ、自分だけではない生き方を模索し始めています。この町に住んでいる若い世代も、移住してきた人たちも、その意識が強いと感じます。食べ物のこと、環境のこと、保育、教育のこと、働くということを実際に考えています。今だけのことを短絡に考えていてはだめだ、お金が全てではないでしょう、自分だけ幸せになっても意味がない、そのような意識を思い描けない政策は若者を定住させることにつながりません。住民は幸せを感じることはできません。行政は、今すべきことの理念をはっきりさせ、それを具体的施策の一つ一つに反映させていくべきです。成果は1年単位の数値でははかれません。この町に住んでよかった、移住してきてよかったと心底思える住民がどれほどいるか、それこそが成果です。以上、終わります。

○矢立孝彦議長

以上で大江議員の一般質問を終わります。しばらく休憩します。(午後2時40分から再開します。室内が大変暑くなっておりますので、できれば換気のご協力をお願いします。)

休憩 午後2時29分

再開 午後2時38分

○矢立孝彦議長

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。11番、中本正廣議員。

○中本正廣議員

最後の質問となりました。ただ、今回の一般質問はほとんど答えが出てるような感じで、なかなかしゃべりにくいというのが現実でございますけど、一つよろしく申し上げます。新年度予算についてももう大体皆さんが質問されておりますので、ちょっと端折っていきたくと思います。項目的には新年度予算の編成についてということ、令和元年度の成果と課題はと、令和2年度持続可能なまちづくりとした施策について、定住人口の維持拡大についてと、経済の好循環を促す施策を展開するとはということと、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略についてということを出しております。令和元年度の成果という中では、令和元年度の予算のときに、地域経済を活性化し、それぞれ所得が向上することによって住民税を増やすことにつながるというように言われております。また、人件費については、投資的経費、その他支出割合と連動するもので一概に言える数字ではない。職員の適正配置化計画、職員の配置状況をも踏まえて取り組むと言われておりました。産業支援については、補助金等を積極的に取り組んでいくと、特産品の開発もやっていくというように述べられております。林業についても、自伐林業等いろんな成果等があったと思いますけど、この中でどのような成果が上がってきたかということ、今の中身ぐらいで結構でございますので、お知らせください。また、元年度の全体を通しての課題、まだ全体に終わってませんが、課題は何があったらろうかということ。それから、令和2年の一般会計的には79億9千万円と、前年度と同様ということになりました。令和2年持続可能なまちづくりについて施策をしていくという項目。それから、定住人口維持拡大についてということ。また、町民税が2億3,748万円というマイナスの0.25という形になっております、これについてどうだろうか。経済の好循環を促す施策を展開することになっておりますが、どのようにして促していくのか。第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略についてということで、大まかにこれだけの項目を持っておりますので簡単にわかりやすく第1問目を説明していただきたいと思います。

○矢立孝彦議長

総務課財政管財担当主幹。

○三井剛総務課主幹

今、お尋ねでございました新年度予算編成に当たります令和元年の成果と課題はということについて、この令和元年度と申し上げます平成31年度の予算を編成する際に、先ほど議員がおっしゃられたようなところを踏まえて、持続可能なまちづくりということをどう進めていくかということ掲げていると思います。一方で、先ほどございましたように人件費だったり、全体の予算、そしてその今現在におけるその予算を前提とした事業費というもののごとでございますけど、30年度の決算を踏まえてやはりこの31年度につきましても公債費等の償還というものかなりの額がございまして、現在においても財政調整基金を幾らか取り崩している。当初は7億円幾ばくというところでもございましたけど、現在6億円程度に抑えておりますけれども、実際のところ財政調整基金を取り崩しながら何とか運営をしているというところでもございますので、引き続き適切な行財政運営を行っていかねばならないというふうに変更して認識したところでもございます。また、令和元年度は先ほど申し上げたように持続可能なまちづ

くりをテーマに掲げさせていただきまして、定住人口の維持拡大を確かなものとするため地域資源を活かした雇用創出と消費拡大の喚起を図ることとし、関連する事業に対しても優先的予算を配し、措置してまいりました。また、地域コミュニティーや公共交通体系の再編に向けた具体的検討に取り組むとともに、子育て環境のさらなる整備や生涯活躍のまちづくりの推進を施策の柱としているところでございました。今、それらの大きな施策のどこについて現在の段階で振り返ってみますと、定住人口の維持拡大につきましては、関係事業を通じて本町に移住した世帯数は令和元年度 19 世帯となりまして、平成 29 年度が 16 世帯、平成 30 年度が 18 世帯ということで、この 3 年間で着実に施策を通じた移住した世帯数が伸びてきており、新たな試みとして空き家を活用したモデル住宅も整備させていただき、今後に向けてさらなる需要を躍起しようとしているところでございます。また、さまざまな助成制度を展開する中でさらなる需要を進めていくために、その制度の中身につきましても拡充させていただきまして、対象年齢を 30 歳未満から 40 歳未満へと町外通勤者の助成制度も拡充を図って移住をさらなる進めたいというところでございます。また、地域資源を活かした雇用創出と消費の拡大につきましては、本町の祇園坊柿のブランド戦略として猛暑等の悪条件の天候の中でも継続した商品開発と販売促進に取り組みさせていただいて、前年度 20%の販売額の増加を図ったほか、広島市と連携した新規就農者の育成確保につきましても、新たに坪野地区で 1 人の就農者がコマツナの生産を始めるなど着実に就農者をふやしており、今後とも意欲ある就農者の獲得とそれを介した地元野菜の生産高、さらには雇用創出ということにつなげていきたいと考えているところでございます。一方、地域コミュニティーや公共交通の再編につきましてははまだ検討及び調整段階でございますので、地元住民の皆様意向を十分に踏まえながら次年度に向けて継続した取り組みを行ってまいりたいと考えております。また、子育て環境のさらなる整備や生涯活躍のまちづくりの推進につきましては、この 4 月から加計地区に放課後児童クラブを新設することとなったほか、老朽化した現在の筒賀保育所を新たに整備するために必要な検討を行ってまいりまして、新年度において設計から具体的な工事へと必要な取り組みを進めてまいりたいと考えております。また、生涯活躍のまちづくりの拠点としては、4 月に運営が始まる加計拠点について適切な支援を行うほか、筒賀地区の拠点づくりにつきましても地元住民の意向を十分に踏まえながら引き続き検討を進めてまいりたいと、そして持続可能なまちづくりについて、さらには地域の消費拡大等、雇用創出につながるよう引き続き町として努力を続けさせていただきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

企画課長。

○二見重幸企画課長

令和 2 年度持続可能なまちづくりとした施策についてということで、第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要の中で定住人口の維持拡大、そして経済の好循環を促す施策について答弁を申し上げたいと思います。まち・ひと・しごと創生総合戦略は、平成 27 年度を始期とする計画が令和元年度で終期を迎えますことから、現在第 2 期の総合戦略の策定作業を進めておるところでございます。第 2 期の総合戦略は第 2 次長期総合計画のリーディング施策を総合戦略の柱に据えることとしておりまして、リーディング施策は定住人口の維持拡大につながる、重点的に進める施策として次の 4 つの施策を進める考えでございます。まず、1 つ目でございます。定住人口と人材確保、育成によるまちづくりの基盤の強化といたしまして移住支援施策を推進することと同時に、移住・定住につながる関係人口の拡大に向けて取り組みを進めてまいります。例えば、自然資源を観光面だけでなく、健康づくりや環境教育の学びの場または地域住民との交流の場、そして町の資源を多角的な視点で捉えるという取り組みを進め、観光客の枠から観光人口の枠に入ってもらい、こういった取り組みを進めてまいりたいと考えております。2 つ目は、都市部との商いの活性化と町内産業間連携の推進といたしまして、農林水産業と観光業、商工業の連携により地域経済の好循環を促す取り組みを進める考えでございます。これは地域商社がコーディネイト機能を発揮し、生産者、加工事業者、販売事業者、そして観光事業者のネットワークをつくりまして、地域の特性を活かした商品やサービスを都市部等の消費者に届けることで販売高の拡大を図る考えでございます。その拠点となるのが道の駅であると考えておりまして、新たな道の駅の創生に向けて計画づくりに取り組んでまいります。3 つ目は、各世代にとっての暮らしやすさの向上といたしまして地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの取り組みを進めるということ掲げております。ご高齢の方のみならず生活上の困難を抱える方が地域で自立した生活が送れるように、制度や分野の縦割りの枠を超えて地域住民が多様な主体の参画を経て支え合いの仕組みづくりを進める、こうした取り組みを進めてまいりたいと考えております。4 つ目は、コミュニティーの活力

向上でございます。誰もが安心して暮らすことができるコミュニティづくりに向けた取り組みを進めてまいることとしております。人口減少や高齢化が進み、地域運営に関し、担い手の不足などの課題が顕在化する中で、地域運営の枠組みの再構築あるいは有事の際に対応できる地域防災組織の確立、地域福祉、防災の視点から安心して暮らすことができる地域コミュニティを形成する、このような取り組みを進めてまいります。この4つの施策を柱といたしまして、これらの施策にひもづく具体的な個別施策を横串を通して展開し、第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略を進めていく考えでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

小島副町長。

○小島俊二副町長

令和元年度の成果、課題、それと令和2年度の事業については、今、企画課長、総務課主幹のほうで述べたところでございますが、町が持続可能になるためにはやはり財政の再建と申しますか、それが一番重要であろうと思っております。平成29年度までは貯金がたまるという状況でございましたが、30年度、31年度、令和元年度と基金を取り崩すような状況になっておりますが、今回令和2年度の予算につきましては前年度と同額、伸び率ゼロというところで一般財源の確保でありますとか特定財源の確保、それと歳出の削減について各課よく頑張ってくれたと思っております。また詳細は予算特別委員会等々で説明できると思っておりますが、令和2年度の財調の取り崩しですか、そういった部分も解消できるような形のことを今考えておりますので、また報告させてもらいたいと思っております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

中本議員。

○中本正廣議員

2年度に向けての、新しい年度に向けての取り組みというのはわかるんですけど、前年度に対する成果というものが全く今述べられてないんですよね。だからどういうようにしたかというのがまずないということなんですよ。やはり地域経済を活性化するためにということになってて、どういうことをやったのかと、それがまずない。もう一つは、先ほど祇園坊のことを言われましたけど、私も祇園坊やってますけど、一度もそういった相談もなければ計画書も聞いたこともない、どこでやられたんか私もちょっとそれも聞きたいぐらいで、ようなことがちょっと心に残りますね。産業課、どうやっておられるんかというのが、どこに向かってやっておられるんか、ちょっとわからなかったですね。2年度に向けてのを言われたことは十分よく理解できるんですけど、元年度の分のその中身が、質問の中身が返答がなかったような気がするんですけど、その辺はどうでしょうか。人件費あるいは経済対策、農業支援といった中身のこと、もう一遍ちょっと教えてください。

○矢立孝彦議長

総務課長。

○長尾航治総務課長

人材、人件費の関係で総務課よりご答弁申し上げます。人材の適正な配置というものを掲げ、令和元年度取り組んでまいりました。実際には反省となる部分というふうにも捉えておりますけれども、人材の配置につきましては年度当初より欠員でスタートするといった部署もございました。そうした中で図らずしも人件費に関しましては、当初予算考えておりましたより随分、図らずしもでございますが削減という状況にはなっております。しかしながら、人は城というふうに言われております。貴重で大切な人材というものをいかに育成していくかということが非常に重要と考えております。令和元年度の成果という部分でなかなかこの研修等も思うようには進んでおりませんが、人事評価制度等さらに活用し、令和2年度につなげてまいりたいと考えております。総務課は以上でございます。

○矢立孝彦議長

小島副町長。

○小島俊二副町長

各課長が皆答弁しようたら時間がなくなるんで、私がまとめて。令和元年度に上げた事業につきまして、生涯活躍のまち、やっとなり加計拠点のオープンが4月3日に迫ってまいりました。それで、新規就農者も1名確保できました。そういった重点施策についてはほぼ確定をしたんですが、1つ先ほど一般質問でありましたように道の駅の事業の推進が停滞をしておるところでございます。これを令和2年度に向けて建て直していくというのを令和2年度の重点項目で上げてまいりたいというふうに思っているところ

でございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

中本議員。

○中本正廣議員

今の人件費の分についても、今回もそういったことで来年度にはこの件については配置状況を踏まえて取り組むと言われたんじゃないけど、今年も 7.7%の増ということになってる。やはりそれだけ上がってくるということはもうちょっと考えていかなきゃならないなと。それと投資的経費、やっぱり一番は地域の経済といいますか、それで上がってこないと町の税収も上がってこないというのが現実だと思うんですけど、投資的経費については 92.何%上がってきてると。しかし、これ、中身は全くないですよ。経済的対策じゃないからやっぱりその辺のところをもうちょっと考えて、令和 2 年度の予算の中でももうちょっと考慮できる場所があればいただきたいというように思っております。それではもう一つ、2 番目の質問に入ります。新型コロナウイルスに対する安芸太田町の対応についてということですが、質問したすぐにまた町のほうから説明がありまして、なかなか質問ができにくいといいますか、出てきたわけですが、湖北省ですか、武漢市において、令和元年 12 月以降新型コロナウイルスに関連した肺炎の発生が日本各地においても拡散しているということで、安芸太田町はどういうような対応をするのかということをお聞きしたかったんですが、大体の網羅したものがここに書いてはありますが、ただこの国内で感染が拡散しているということ、感染する重症者は高齢者が多いということ、基礎疾患を持っている人、生活習慣病、高血圧とか糖尿病等、重症化に陥ると言われております。国内では今 1,000 人を超えるような形で、死亡が 6 人ぐらい出てきているというような状態になってきております。この新型コロナウイルス、COVID-19 ですか、について厚生労働省あるいは広島県の対応等などはこの町が発した中には書いてありますが、安芸太田町の新型コロナウイルスに対する感染拡大及び感染者が出た場合の町の指針というのはこれには載ってないですよ。出た場合にどうするかということはどうに考えておられるか。それと、議会ではこれ出てるわけですけど、町民への情報の提供の周知、あるいは行動の指針とか、もう一つ、一番大事なはこのウイルス感染拡大による場合、経済失速対策にはどのように考えているのか、安芸太田町の中で。というのが、私は一番大事だと思うんですが、今でも名指しにされたところいろいろありますけど、そういったところは大変な事態になってきているというのがあります。この安芸太田町でもそういった事態が起きた場合には、経済対策、そういったことの関連はどういうように考えるか。それから、安芸太田病院、病院あるいは保健所というのに通達はあると思うんですが、地元の医師会との連携等どういうようになっていくのかということ。学校もいろいろありますけど、休校にしてないところもありますよね。だから、安芸太田町はどういうわけで休校にするようにしたのかということ。そういったところをちょっとお聞かせください。

○矢立孝彦議長

健康づくり課長。

○栗栖浩司健康づくり課長

新型コロナウイルス、多岐にわたる質問でどっから答えてええのかちょっと難しいんですが、現時点ではまだ国内で大規模な発生というのは起こってないと言われております。発生者が 1,000 人を超えてるといながらもコロナは客船の数字がかなり大きくいってますので、国内ではまだ現時点では、昨日の 12 時時点で 287 例というふうになっております。ですが、未知の、未知と言いながら 7 番目のコロナウイルスですが、7 番目のコロナウイルスということで相当高齢者の方が重症化するとかそういうようなことで錯綜しまして、やはりかなりの不安を国民の方が持っておられるというのは事実だと思います。それだけならまだあれなんですけど、例えばマスクを買い占めてなくなるとか、トイレットペーパーとかティッシュペーパーまでなくなるといったような情報が錯綜しまして、いろんな問題が全然違うところまで出てるなというのが現実です。本町の対策ですが、国、県の動向を受けまして、2 月 4 日に対策本部を立ち上げております。その後、2 月 25 日に国から感染症対策の基本方針が出されました。それを受けまして翌 26 日に広島県がまた本部を開いておりまして、当町ではそれを受けて 28 日に第 2 回の対策本部会議を開催し、せんだって感染の疑いがあるというような情報もあったりしたことから第 3 回目の対策会議を 3 月 4 日に開いております。その会におきまして、イベント等の自粛とかそういうようなことでできるものはして、感染予防をしっかりとしていこうという形で本部のほうでは話し合いをしております。本町では、今言われました学校の休校であるとか、それに伴う放課後児童クラブや保育所なんかの、ええですか、対応をしております。啓発としましては、チラシを今 2 回、気をつけてくださいという形でチラシを 2 回、各戸に全戸配布させていただいてます。それと防災無線による啓発を行っている

とこです。何よりも一番大切なことは予防しかないわけで、とにかく手洗い、うがいをしっかりしてくださいということをお伝えするようにしております。とにかく今後ともですが、正確な情報をもとに正しく恐れるという形をとってもらうことが一番なわけですので、できるだけそういう正確な情報を流していきたいというふうに考えています。議員さんからありましたように、もしそれじゃあ感染者が出たときどうするのかということなんですが、感染予防法で感染者が出た場合の対応は保健所がするという形になってますので、町としてはその後方支援的な役割を担っていくものと考えております。以上です。

○矢立孝彦議長

小島副町長。

○小島俊二副町長

ちょっと若干補足しておきます。2月4日に対策本部を立ち上げ、当日、新型インフルエンザ対応マニュアルに準じた措置でいくよということを決めたしております。それと、マスク等の備品等々の情報交換。2月28日に国の方針を受けて、イベント等の開催基準、県内発生、町内発生のことを各課で統一しました。それと、小・中学校の臨時休業等々について協議をさせていただきました。あと、放課後児童クラブの受け入れ態勢。3月4日につきましては、インフルエンザ対応マニュアルには準じるんですが、もし発生したときに各課が何をするのかというのをもう一遍徹底をいたしました。一応大きな発生が出たときの業務継続計画でありますとか、町長この前申しましたタイムライン、要は発生時期のタイムラインという確定をするということを決めたところでございます。町の経済対策につきましては、前回雪不足に対する融資制度を県が創設いたしました。それを受けまして町は信用保証協会の手数料の補助制度を創設したんですが、今回国が新型コロナウイルスに対する融資制度を新たに創設いたしました。町も、その信用保証協会の補助金の中にも雪不足だけでなくコロナ対策の要綱を改正する予定でおります。また、全体的に経済がとまったら非常に難しいとこなんですが、いろんな地域の経済の今後の動向に注視してまいりたいというふうに考えております。以下、教育委員会。

○矢立孝彦議長

教育委員会、学校教育課長。

○児玉裕子学校教育課長

先ほど学校の臨時休校のことについて、判断についてご質問があったところなんですけれども、政府からのそういった臨時休校の要請を受けました後に町の本部会議が開かれまして、その後校長会において臨時休校についてどうするかという会議を持ちました。一日も早く感染症を封じ込めるためにも学校としまして子どもたちの健康、安全を第一に考え、2日からの臨時休校に踏み切ったわけでございます。それに伴いまして、学校のほうもその対応は十分可能であるということの判断で決めさせていただいたところでございます。その後、うちの対応としましては、卒業式については現在来賓の方にはご列席というのはお断りしてる状況なんですけど、この1年間卒業生を含めて学校を過ごしてきた子どもたちが卒業式という、最高学年になる子どもたちが気持ちよく会が盛り上がるように送り出したいということで在校生も含めた中で卒業式をしていこうということで、そこのところはちょっと若干うちのほうでも配慮させていただきましたところでございます。以上です。

○矢立孝彦議長

病院事務長。

○菅田裕二安芸太田病院事務長

医療の現場のほうから新型コロナウイルスの感染症の対応ということで説明をさせていただきます。安芸太田病院では、今回の新型コロナウイルスの感染症関連に関する国の情報、そういったものについては、医師を初め、まず職員のほうに情報共有を行い、また日本医師会を通じて山県郡医師会からのそういった情報、新型コロナウイルスの疑いにかかわらず原則として行うべき事項、さらに新型コロナウイルスの疑いのある患者さんへの対応等、国の基本指針に基づいた行動をとっております。これを受け、1月29日から患者さんの対応ということで新型コロナウイルスに関するポスターを掲示したところでございます。現在の外来患者の対応といたしまして発熱外来、これは今までも設置してはありますが、基本的に待合室でありますとか診察室を区分けをしております。新型コロナウイルスを疑う患者さんから電話等がありましたら保健所のほうへご案内する。今現在、保健所のほうも各医療機関のほうへ受診ということがありますので、発熱外来、発熱を疑う患者さんであれば電話での対応をとるようにしております。発熱を疑う発熱の患者さんは院内に入ることをご遠慮していただいて、電話連絡していただいて、電話での問診であるとか、自ら職員のほうが駐車場へ出向いて問診を行い、その後発熱外来のほうへ案内をし、飛沫感染の防止を徹底してるところでございます。ノロウイルスでありますとかインフル

エンザ対策で発熱者でありますとか風邪を引いてる方へのお見舞いなどを遠慮していただくよう周知していますが、さらにこの感染症に応じたポスターも掲示しているところでございます。職員に対しましては、患者様と接触する場合はマスクの着用は義務づけ、手洗い、うがいの徹底、発熱等の症状が見られる場合の職員は休暇のほうを要請しております。待合室、手すり等の消毒は毎日実施しておりますし、防護服の着用の訓練もしておるところでございます。通常ノロウイルス対策として次亜塩素酸で院内のほうを清掃しておりますが、さらにコロナウイルス対策関係として発熱患者に対して診察を一人一人アルコールによりに消毒を実施している。また、広島県内、安芸太田町等に発生があれば、さらなるレベルを上げて対応するよう考えております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

中本議員。

○中本正廣議員

十分にやっていたらというように思っております。人の流れあるいは物の流れ、金の流れと、それが全部とまってしまうということ、またそれから経済対策が大きな課題となってくるということになりますので、人命第一といいますか、一つ思うのは、病院で今マスクはどうなんだろうかなというのがちょっと聞き忘れたんですけど、多分大丈夫じゃないだろうかなというように思っておりますので、その辺のところを気をつけてやっていただきたいと思います。それでは、もう一つの質問で、これが今日の主体になるかもわかりませんが、10月の町長選挙についてということ、今年10月に任期となる町長、次期どのようにするのかという思いで質問をしております。この3期、町長はやってこられたわけですが、その中では、一つは財政面では基金もほとんどないような状態なときに町長に就任されておるということ、それが財政調整基金も今かなり減って21億円ということになっておりますが、そういった現状的には、手腕的には預金といいますか基金ができてきたというのは評価しております。現在、全体的な一般会計の基金では40億円ぐらいありますけど、取り崩していかなきゃならないような状態に来ておる。それから、小学校適正配置とか加計中学校の体育館の新築、加計小学校の、それから戸河内小学校、ほかにはないような小学校の建て替えをやったり、それから安芸太田病院の建てかえとか、業績的にはかなり多くの仕事をされてこられた。そして、この3期目を迎えられるということ。また、その中には光ファイバーを全町に配って回したというような実績的なことは相当の仕事がされてきたんじゃないかなと思うしております。そういった中で3期目を迎え、この10月を迎えるわけですけど、これから10月についてはどのような方向でおられるかということをお聞きしたいと思います。

○矢立孝彦議長

小坂町長。

○小坂眞治町長

11番議員からは先の12月の定例議会で同じ趣旨のご質問をいただきました。その折には、まだ十分検討に至ってない、もう少し時間をいただきたいということで答弁をさせていただきました。それから3カ月近くたっておるところでございますが、私の中ではやはり新年度の予算の編成、あるいは今取り組んでおります長期総合計画等々の見通しが立つまではなかなか考えが至りませんでした。今予算も上程することができておりますし、長期総合計画も最終の答申をいただくところまでいっております。そうした中でいろいろ考えをめぐらせた結果、この10月23日の任期をもちまして町長の職を退かせていただきたい、また次の選挙には立候補しないという思いを固めたところでございます。

○矢立孝彦議長

中本議員。

○中本正廣議員

その決断には、かなりの思いとかいろんな面があったと思います。先ほど言いましたように、今までのご苦勞に対して敬意を表するところでございます。以上で終わります。

○矢立孝彦議長

以上で中本議員の一般質問を終わります。通告による一般質問は全部終了しました。これで一般質問を終わります。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

○伊藤真由美議会事務局長

ご起立願います。一同互礼。

散会 午後3時16分